

# 江別市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和7年1月

## 用語例

本計画で使用する用語等は、次による。

| 標記          | 説明                                                                                                       |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本法         | 災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）                                                                      |
| 救助法         | 災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）                                                                        |
| 防災会議        | 江別市防災会議                                                                                                  |
| 災害対策本部      | 江別市災害対策本部                                                                                                |
| 本部長         | 江別市災害対策本部長（市長）                                                                                           |
| 地域防災計画      | 江別市地域防災計画                                                                                                |
| 災害          | 基本法第 2 条第 1 項に定める災害                                                                                      |
| 防災関係機関      | 江別市防災会議条例（昭和 37 年 12 月 24 日条例第 18 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関                                               |
| 災害予防責任者     | 基本法第 47 条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 災害応急対策実施責任者 | 基本法第 50 条第 2 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者     |
| 要配慮者        | 基本法第 8 条第 2 項第 15 号に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者                                                     |
| 避難行動要支援者    | 基本法第 49 条の 10 第 1 項に定める要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者   |
| 複合災害        | 同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象                                            |

## 目次

### 第1章 総則

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 第1節 | 計画策定の目的                | 1 |
| 第2節 | 計画の構成                  | 1 |
| 第3節 | 計画推進に当たっての基本となる事項      | 2 |
| 第4節 | 計画の修正要領                | 2 |
| 第5節 | 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 3 |
| 第6節 | 市民及び事業者の基本的責務等         | 6 |

### 第2章 江別市の概況

|     |           |   |
|-----|-----------|---|
| 第1節 | 自然的条件     | 9 |
| 第2節 | 災害の概要及び想定 | 9 |

### 第3章 防災組織

|     |            |    |
|-----|------------|----|
| 第1節 | 組織計画       | 19 |
| 第2節 | 気象業務に関する計画 | 24 |

### 第4章 災害予防計画

|      |                              |    |
|------|------------------------------|----|
| 第1節  | 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 | 33 |
| 第2節  | 防災訓練計画                       | 36 |
| 第3節  | 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画       | 37 |
| 第4節  | 相互応援（受援）体制整備計画               | 38 |
| 第5節  | 自主防災組織の育成等に関する計画             | 39 |
| 第6節  | 避難体制整備計画                     | 42 |
| 第7節  | 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画         | 47 |
| 第8節  | 情報収集・伝達体制整備計画                | 52 |
| 第9節  | 建築物災害予防計画                    | 52 |
| 第10節 | 消防計画                         | 53 |
| 第11節 | 水害予防計画                       | 53 |
| 第12節 | 風害予防計画                       | 53 |
| 第13節 | 雪害予防計画                       | 54 |
| 第14節 | 融雪災害予防計画                     | 55 |
| 第15節 | 土砂災害予防計画                     | 56 |
| 第16節 | 積雪・寒冷対策計画                    | 57 |
| 第17節 | 複合災害に関する計画                   | 59 |
| 第18節 | 業務継続計画の策定                    | 60 |

## 第5章 災害応急対策計画

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 第1節  | 災害情報収集・伝達計画           | 63  |
| 第2節  | 災害通信計画                | 66  |
| 第3節  | 災害広報・情報提供計画           | 69  |
| 第4節  | 避難対策計画                | 72  |
| 第5節  | 応急措置実施計画              | 81  |
| 第6節  | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画       | 85  |
| 第7節  | 広域応援・受援計画             | 87  |
| 第8節  | ヘリコプター等活用計画           | 89  |
| 第9節  | 救助救出計画                | 90  |
| 第10節 | 医療救護計画                | 91  |
| 第11節 | 防疫計画                  | 93  |
| 第12節 | 災害警備計画                | 94  |
| 第13節 | 交通応急対策計画              | 95  |
| 第14節 | 輸送計画                  | 99  |
| 第15節 | 食料供給計画                | 102 |
| 第16節 | 給水計画                  | 103 |
| 第17節 | 衣料、生活必需物資供給計画         | 104 |
| 第18節 | 石油類燃料供給計画             | 105 |
| 第19節 | 電力施設災害応急計画            | 106 |
| 第20節 | ガス施設災害応急計画            | 107 |
| 第21節 | 上下水道施設対策計画            | 109 |
| 第22節 | 応急土木対策計画              | 111 |
| 第23節 | 被災宅地安全対策計画            | 113 |
| 第24節 | 住宅対策計画                | 115 |
| 第25節 | 障害物除去計画               | 117 |
| 第26節 | 文教対策計画                | 118 |
| 第27節 | 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | 120 |
| 第28節 | 家庭動物対策計画              | 122 |
| 第29節 | 応急飼料計画                | 122 |
| 第30節 | 廃棄物等処理計画              | 123 |
| 第31節 | 災害ボランティアとの連携計画        | 124 |
| 第32節 | 労務供給計画                | 126 |
| 第33節 | 職員派遣計画                | 127 |
| 第34節 | 災害救助法の適用と実施           | 128 |

## 第6章 事故災害対策計画

|     |              |     |
|-----|--------------|-----|
| 第1節 | 航空災害対策計画     | 133 |
| 第2節 | 鉄道災害対策計画     | 136 |
| 第3節 | 道路災害対策計画     | 139 |
| 第4節 | 危険物等災害対策計画   | 144 |
| 第5節 | 大規模な火事災害対策計画 | 150 |
| 第6節 | 林野火災対策計画     | 153 |
| 第7節 | 大規模停電対策計画    | 158 |

## 第7章 災害復旧・被災者援護計画

|     |         |     |
|-----|---------|-----|
| 第1節 | 災害復旧計画  | 163 |
| 第2節 | 被災者援護計画 | 164 |



## 第1章 総則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、防災会議が策定する計画であり、江別市において、予防、応急対策及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本市における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災意識の普及・啓発に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

### 第2節 計画の構成

地域防災計画は、一般災害対策編、地震災害対策編、資料編によって構成する。

なお、これらの計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく江別市水防計画とも調整を図る。

---

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

---

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

---

### 第4節 計画の修正要領

---

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画、防災業務計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき

なお、地域防災計画を修正したときは、速やかに北海道知事に報告するとともに、その要旨を公表する。

## 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

### 1 江別市

| 機関名           | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長部局          | (1) 防災会議に関すること。<br>(2) 本部の設置及び組織の運営に関すること。<br>(3) 防災に関する組織の整備や物資及び資材の備蓄、その他総合調整に関すること。<br>(4) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。<br>(5) 防災訓練の実施及び防災意識の普及向上に関すること。<br>(6) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。<br>(7) その他災害発生の防御及び被害拡大防止のための措置に関すること。 |
| 消防本部、消防署及び消防団 | (1) 災害時における消防活動及び水防活動に関すること。<br>(2) 被災地域の警戒態勢に関すること。<br>(3) 市民の避難誘導及び人命救助に関すること。<br>(4) 災害時における傷病者等の搬送に関すること。                                                                                                                                 |
| 教育委員会         | (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。<br>(2) 避難等に係る市立学校施設の使用に関すること。<br>(3) 教育施設の被害調査及び報告に関すること。<br>(4) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。<br>(5) 児童生徒への防災教育に関すること。                                                                                   |

### 2 指定地方行政機関

| 機関名                                             | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道開発局札幌開発建設部（札幌河川事務所・江別河川事務所・札幌道路事務所・札幌北農業事務所） | (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。<br>(2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市への支援に関すること。<br>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。<br>(4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。<br>(5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。<br>(6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。<br>(7) 直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。<br>(8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。<br>(9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。<br>(10) 補助事業に係る指導、監督に関すること。 |
| 北海道農政事務所                                        | (1) 農林水産省が調達及び供給した応急食料等の供給状況に係る確認等に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 北海道森林管理局<br>石狩森林管理署<br>（野幌森林事務所）                | (1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。<br>(2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。<br>(3) 林野火災の予防対策及びその未然防止に関すること。<br>(4) 災害時における市の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。                                                                                                                                                                                                         |

|          |                                                                                                                                                                                                                              |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道総合通信局 | (1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。<br>(2) 非常通信協議会の運営に関すること。                                                                                                                                                         |
| 札幌管区気象台  | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。<br>(2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。<br>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。<br>(4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。<br>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること |

### 3 自衛隊

| 機関名                | 事務又は業務                                                                                                  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第11旅団第11高射特科隊 | (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。<br>(2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。<br>(3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。 |

### 4 北海道

| 機関名                       | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石狩振興局地域創生部危機対策室           | (1) 石狩振興局地域災害対策連絡協議会の運営に関すること。<br>(2) 防災に関する組織の整備、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関すること。<br>(3) 災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。<br>(4) 市及び指定地方行政機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。<br>(5) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。<br>(6) 救助法の適用及び実施に関すること。<br>(7) その他災害発生の防御又は被害拡大の防止のための措置に関すること。 |
| 石狩振興局保健環境部保健行政室（江別保健所）    | (1) 医療施設、衛生施設等の被害報告に関すること。<br>(2) 災害時における医療救護活動及び防疫活動に関すること。<br>(3) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動に関すること。<br>(4) 医薬品等の確保及び供給に関すること。<br>(5) 食品衛生の指導及び監視に関すること。                                                                                                                |
| 空知総合振興局札幌建設管理部（事業課・当別出張所） | (1) 所管する道路及び河川の維持管理、災害予防対策及び災害応急対策並びに災害復旧対策に関すること。<br>(2) 災害時における道道の交通情報の収集、伝達及び交通路の確保に関すること。                                                                                                                                                                     |
| 北海道博物館                    | (1) 野幌森林公園内の防災対策に関すること。                                                                                                                                                                                                                                           |

### 5 北海道警察

| 機関名       | 事務又は業務                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 札幌方面江別警察署 | (1) 市民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。<br>(2) 災害情報の収集に関すること。<br>(3) 災害警備本部の設置運営に関すること。<br>(4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。<br>(5) 犯罪の予防、取締り等に関すること。<br>(6) 危険物に対する保安対策に関すること。<br>(7) 広報活動に関すること。<br>(8) 市及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。 |

## 6 指定公共機関

| 機関名                                            | 事務又は業務                                                                                     |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便株式会社<br>江別郵便局                              | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。<br>(2) 郵便の非常取扱いを行うこと。<br>(3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 |
| 北海道旅客鉄道株式会社（市内各駅<br>及び札幌保線所）                   | (1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。<br>(2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。                  |
| 東日本電信電話株式会社北海道事業<br>部災害対策室                     | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。                                     |
| 北海道電力ネットワーク株式会社道<br>央統括支店札幌東<br>ネットワークセン<br>ター | (1) 電力供給施設等の防災対策を行うこと。<br>(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。                                   |

## 7 指定地方公共機関

| 機関名                              | 事務又は業務                                                   |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 旭川ガス株式会社<br>江別支社                 | (1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。<br>(2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。  |
| 一般社団法人江別<br>医師会                  | (1) 災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療を行うこと。                      |
| 土地改良区（新え<br>べつ、篠津中央、<br>北海土地改良区） | (1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。<br>(2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。 |

## 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名                  | 事務又は業務                                                                                 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 道央農業協同組合             | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。<br>(2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関すること。 |
| 江別商工会議所              | (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資源の確保に関すること。<br>(2) 被災商工業者の経営指導及び融資斡旋に関すること。                  |
| 一般社団法人江別<br>建設業協会    | (1) 災害時における応急建設工事並びに土木工事等の支援活動に関すること。                                                  |
| 江別市自治会連絡<br>協議会      | (1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援活動に関すること。<br>(2) 被災者の把握、調査への協力及び援護等の支援活動に関すること。                 |
| 社会福祉法人江別<br>市社会福祉協議会 | (1) 江別市災害ボランティアセンターの運営に関すること。                                                          |
| 江別交通安全協会             | (1) 災害時における交通安全確保の支援活動に関すること。                                                          |
| 江別市危険物安全<br>協会       | (1) 災害時における危険物の保全や火災事故等の防止及び災害応急措置の実施に関すること。                                           |
| 江別市防火管理者<br>連絡協議会    | (1) 所轄施設の保全及び災害時における応急措置の実施に関すること。                                                     |
| 自衛防災組織（各<br>消防隊、水防団） | (1) 消防、水防その他応急措置の実施及び避難等の支援活動に関すること。                                                   |

## 9 札幌圏防災関係機関連絡会

札幌圏の自治体と防災関係機関が災害応急対策を実施する際、相互に迅速かつ的確に連携活動を実施するため、札幌圏における大規模災害に備え、平素から連携体制の充実強化に関する事項を協議し、圏域の地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

|            |                                                                                                                                                 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 圏域の範囲  | 札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市及び当別町の行政区域とする。                                                                                                              |
| (2) 防災関係機関 | 陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道及び北海道警察とする。                                                                                                            |
| (3) 協議事項   | ア 消火・救助・救急等の活動の連携に関すること。<br>イ 災害時における情報の収集、伝達に関すること。<br>ウ 緊急物資の調達等に関すること。<br>エ 緊急車両等の通行路確保に関すること。<br>オ ヘリコプターの効率的運用に関すること。<br>カ その他、災害対策に関すること。 |

## 10 ライフライン関係機関実務担当者連絡会

災害発生時には、水道、電気、電話、ガス等のライフライン機能の確保と迅速な復旧に対応することが重要であることから、各関係機関の連携を平素から密にし、防災対策の強化を図るとともに、具体的な対策の推進を目的とする。

|          |                                                                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 構成機関 | 札幌方面江別警察署、東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室、北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店札幌東ネットワークセンター、旭川ガス株式会社江別支社、江別市（総務部、建設部、消防本部、水道部） |
| (2) 協議事項 | ア 各機関相互の連絡体制の明確化及び充実に関すること。<br>イ 各機関の緊急時の対応及び連携強化に関すること。                                               |

## 第6節 市民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開する。

### 第1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

#### 1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保、給水袋又は給水容器の準備
- (3) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- (4) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 自治会における要配慮者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

## 2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 市・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

## 3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努める。

## 第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市及び防災関係機関並びに自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

### 1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定

- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保

## 2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市との連携に努める。
- 3 防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- 5 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、市民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、市における地域社会の防災体制の充実を図る。

## 第4 市民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する市民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、市民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く市民の参加を呼びかける。

## 第2章 江別市の概況

### 第1節 自然的条件

---

#### 第1 位置及び面積

本市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、北緯 43° 00′（西野幌）から 43° 10′（美原）、東経 141° 40′（豊幌）から 141° 26′（角山）の間にあり、東西 17.27 km、南北 18.11 kmで、面積は、187.38 km<sup>2</sup>の広さを有している。

#### 第2 地勢

本市は、南端部の道立自然公園野幌森林公園内の標高 93.0mが最高で、最低は北東の豊幌地区の 2.5 mと全般的に平坦な地勢を形成している。その昔、この地帯は太平洋と日本海を結ぶ地溝にあり、幾年月を経て地盤の上昇と堆積作用によって漸次沖積扇状地となり、現在の陸地を形成したといわれている。

河川は、主流石狩川が北東から西に貫流し、途中、夕張川、千歳川、豊平川、篠津川等の支流河川が合流する。

地層は、大別して石狩川流域一体の沖積土と、南西から北に広がる野幌台地の火山灰土、更には低地帯に広がる泥炭土等に分かれている。

#### 第3 気候

本市の気候は、北海道の中心部からみると温暖であるが、平均的には冬はやや寒く、夏はやや暑い準大陸性気候である。

風は、四季を通じて強く、特に4～5月頃は南南東の風が強く、最大瞬間風速が20m/sを越すこともめずらしくない。

降水量は、本道平均とほぼ同じであるが、7～8月には集中豪雨が多く、過去には河川の氾濫による災害発生の事例もある。

降雪については、山間部と比べると少ないが、11月下旬から翌年4月上旬まで続く。

### 第2節 災害の概要及び想定

---

本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）による水害が最も多く、その他は冷害、雪害等が主なものである。

石狩平野のほぼ中央部に位置する本市は、石狩川を主流として千歳川、夕張川、豊平川等の大小河川があり、各河川流域の降水量によって災害をもたらすという特異性がある。

地震については、北海道内で発生した平成5年の釧路沖地震及び北海道南西沖地震、平成6年の北海道東方沖地震、平成15年の十勝沖地震のほか、平成23年の東北地方太平洋沖地震や平成28年の北海道浦河沖地震においては大きな被害は起きていないが、平成30年の北海道胆振東部地震では、負傷者の発生や、ライフライン、住宅等に被害が発生している。

## 第1 四季別の災害の概況

### 1 春の災害

4月から5月にかけては、低気圧の接近にともなって暖かい南風が吹きこんで気温の上昇が起こり、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

### 2 夏の災害

梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、その前線上を台風が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は台風の最盛期でもあり、前線を台風が刺激することによって記録的な豪雨をもたらすことがあり、昭和36年、37年、41年、50年、56年の石狩川洪水災害は、この時期に発生している。

### 3 秋の災害

低気圧がたびたび本道を通り、大雨に見舞われることがある。また、台風が道央に接近する頃には勢力が弱まる傾向にあるが、ほとんど勢力を変えずに襲来し、大きな被害をもたらすことがある。

### 4 冬の災害

日本海沿岸から太平洋にかけて低気圧が襲来する。このため、降雨が降雪となり、時には暴風雪のため交通災害が発生する。

## 第2 江別市が想定する災害

| 種別   | 内容                                                                                                                                         |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月寒背斜に関連する断層の地震（内陸活断層型）：最大震度6弱～7</li> <li>・野幌丘陵断層帯の地震（内陸活断層型）：最大震度6弱～7</li> </ul> 引用：第3次江別市耐震改修促進計画 |
| 風水害  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風最盛期における豪雨による洪水</li> <li>・台風最盛期における暴風</li> <li>・台風等大雨に伴う土砂災害</li> </ul>                           |
| 雪害   | ・強い風を伴う地吹雪等による、主要幹線道路等の交通障害                                                                                                                |
| 林野火災 | ・市域の約11%を占めている道立自然公園野幌森林公園（2,053ha）における火災                                                                                                  |

## 第3 地震被害予測

最も震度が高いと予測される月寒背斜に関連する断層の地震、野幌丘陵断層帯の地震が発生した際の被害について予測する。

| 種別   | 被害予測                             |
|------|----------------------------------|
| 震度分布 | 地震災害対策編「第1章 第7節 江別市における地震の想定」を参照 |
| 全壊建物 | 約2,150棟                          |
| 半壊建物 | 約4,150棟                          |
| 死傷者  | 約1,390人                          |

## 第4 過去における異常気象の概況（昭和56年8月水害）

### 1 大雨、集中豪雨をもたらす異常気象モデル

本節前段でも述べたように、本市の災害発生は集中豪雨等による水害が最も多く、特に石狩川流域の異常な降水量による河川の氾濫は、多大な被害をもたらしてきている。

特に、昭和56年8月の前線と台風による大雨災害では、本市においても未曾有の被害を受けたところであるが、このときの気象状況、降雨量は次のとおり。この例は、過去の経緯からみても最も警戒しなければならない気象現象といえる。

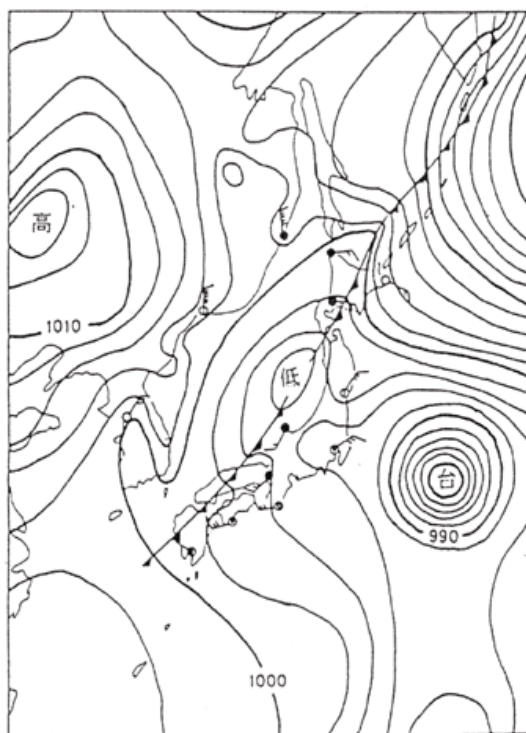
## (1) 豪雨をもたらした気象概況

8月3日午後にサハリン南部を通過した低気圧から南西に延びる寒冷前線は、3日昼すぎから夜半にかけて北海道北部を南下し、4日夕方まで北海道中央部を北東から南西に横切って停滞した。

(図-1 参照)

前線の南下に伴って、雨は3日昼すぎ宗谷管内から降り始め、各管内に広がり、特に空知から千歳・苫小牧方面にかけては150 mmから260 mmにも達し、今回の大雨の前半部を形成した。

図-1 昭和56年8月4日15時 地上天気図



その後、5日日中に北海道西岸に気圧の谷が南下し、低気圧が発生し、その中心から温暖前線が東に、また寒冷前線が南東に伸びて、日高地方を横切る状態となった。

一方、関東の南東海上を北上してきた台風12号の外縁部の雨雲が4日夜半から北海道に流入し、前線の雨雲と合流したため、4日夜半から5日夜半にかけて再び強い雨が降り続き、この間の降水量は120 mmから180 mm、多い所では、200 mmから300 mmにも達し、今回の大雨の後半部を形成した。

(図-2、図-3 参照)

台風12号は、その後三陸沖を北上し徐々に勢力が弱まり、6日3時には釧路南沖で温帯低気圧に変わり、根釧原野を横切って6日9時オホーツク海南部に抜け、6日午後からは天気も回復して、4日間にわたり各地に大きな被害をもたらした大雨はようやく終息した。

図-2 昭和56年8月5日15時 地上天気図と台風経路

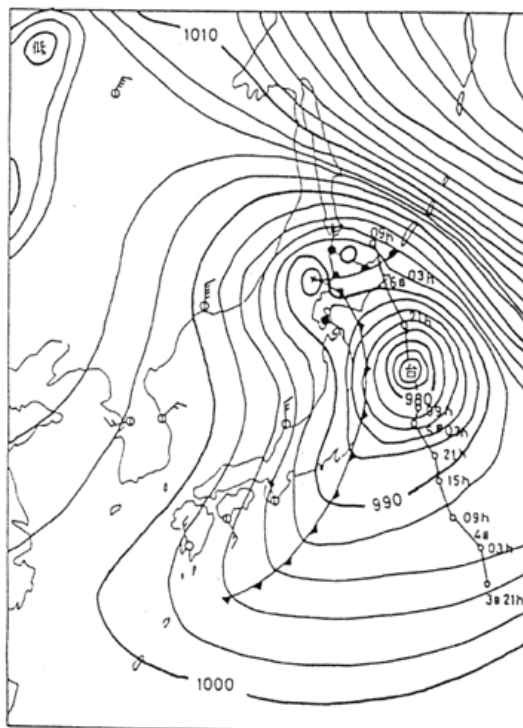


図-3 昭和56年8月3日～6日 合計降水量分布図



## (2) 増水状況等

## ア 降雨量

今回の大雨は、気象官署開設以来の記録となった個所が多く、石狩川各流域で 250 mm、多いところでは、300～400 mmを記録した。(表-1 参照)

石狩川流域各基準地点上流域の流域平均雨量及びその確率評価は、表-2 のとおり（北海道開発局）。これを既往洪水と比較すると例えば石狩大橋では既往最大と言われた昭和 50 年 8 月洪水より 112 mm多く 1.65 倍となった。

また確率では昭和 50 年 8 月が 1/50 年に対し今回は 1/500 年となり、今回の豪雨が未曾有のものであることが推察される。

表-1 流域降雨量

| 地域  | 雨量 (mm)     |             | 地域   | 雨量 (mm)     |             |
|-----|-------------|-------------|------|-------------|-------------|
|     | 昭和 56 年 8 月 | 昭和 50 年 8 月 |      | 昭和 56 年 8 月 | 昭和 50 年 8 月 |
| 江別  | 326         | 166         | 支笏湖畔 | 311         | 174         |
| 岩見沢 | 408         | 199         | 月形   | 280         | 170         |
| 美唄  | 404         | 182         | 晩生内  | 285         | —           |
| 滝川  | 354         | —           | 札幌   | 294         | 175         |
| 旭川  | 297         | 194         | 小金湯  | 276         | 214         |
| 富良野 | 226         | 168         | 栗沢   | 406         | 180         |
| 長沼  | 404         | 168         | 恵庭   | 406         | 164         |
| 夕張  | 295         | 164         |      |             |             |

表-2 流域平均雨量及び確立評価

| 河川名 | 基準地点 | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 流域平均雨量<br>(mm) | 確立評価<br>(年) |
|-----|------|----------------------------|----------------|-------------|
| 石狩川 |      | 14,330                     | 285.3          | 1/500       |
|     | 石狩大橋 | 12,967                     | 284.8          | 1/500       |
|     | 月形大橋 | 9,306                      | 267.7          | 1/500       |
|     | 橋本町  | 5,711                      | 258.0          | 1/350       |
|     | 伊納   | 3,379                      | 239.0          | 1/300       |

## イ 水位、流量等

河川の水位の方も 4 日から 5 日にかけて、本川、各支川でピークに達し、特に本川中下流部で既往最高水位を上回り、石狩大橋では計画高水位を約 50 cm も上回る 9m23 cm を記録し大洪水となった。

また、今回の特徴としては流域一斉に降雨があり、支川の流量がほぼ同時に本川に流入したため、伊納～石狩大橋間約 120 km を昭和 50 年 8 月洪水時の水位ピークは 14 時間で伝播したが、今回の洪水はわずか 6 時間で伝播したことがあげられる。

## 2 石狩川と洪水

石狩川の流域面積は 14,330k m<sup>2</sup>、その源を本道の最高峰大雪山に発し雨竜川、空知川、夕張川、千歳川、豊平川等の支川を合わせて石狩湾に注ぎ、幹線流路延長は 253km に及び、過去、幾多の洪水災害の歴史がある。

当時の科学技術庁国立防災科学技術センターが示した、昭和 56 年 8 月の石狩川洪水災害の調査報

告(昭和 57 年 6 月、主要災害調査第 18 号)による洪水発生気象パターン等は、次のとおり。

(1) 洪水発生気象パターン

ア 4月下旬から5月中旬にかけて発生する融雪洪水。これを起す気象状況は、特に発達した低気圧が日本海から本道に進むとき、その進行前面で気温が上がり大雨となることが多い。

イ 夏のはじめで、気圧配置はオホーツク海高気圧が弱まって梅雨前線が北上してくるとき(本州では梅雨の中休みの期間)。この前線が本道付近で停滞して活発になったり、一度樺太方面まで北上した前線が再び南下したりするとき豪雨となることが多い。

ウ 秋の台風。台風は本道付近に来るまでにはその勢力が衰えるのが普通であるが、中心示度 980hPa よりも低いものは大きな影響を与える。

エ 以上の3パターンの他に2、3の混合型、つまり前線を低気圧又は台風が刺激して豪雨をもたらす場合であるが、昭和 56 年はこの混合型のケースであった。

(2) 降水量及び流出量

石狩川での降水量は、石狩大橋上流で、昭和 31 年から昭和 51 年までの平均年降水量は約 1,380 mmであり、本道の平均 1,400 mmと同じである。

また、石狩大橋における昭和 28 年から昭和 52 年までの年間総流出量は、163 億 $\text{m}^3$ で、日本第 1 位である。

主要洪水と雨量等

| 年月           | 雨量 (mm)    | 水位 (m)    | 降水パターン | 原因    |
|--------------|------------|-----------|--------|-------|
| 昭和 36 年 7 月  | 石狩大橋 151.5 | 石狩大橋 7.02 | 空知川主体  | 台風、前線 |
| 昭和 37 年 8 月  | 石狩大橋 133.0 | 石狩大橋 7.16 | 空知川主体  | 台風、前線 |
| 昭和 40 年 9 月  | 石狩大橋 107.0 | 石狩大橋 6.62 | 中、下流主体 | —     |
| 昭和 41 年 8 月  | 石狩大橋 109.9 | 石狩大橋 7.21 | 中、下流主体 | 台風    |
| 昭和 45 年 10 月 | 石狩大橋 80.8  | 石狩大橋 4.55 | 全流域    | —     |
| 昭和 48 年 8 月  | 石狩大橋 113.6 | 石狩大橋 5.29 | 上流主体   | —     |
| 昭和 50 年 8 月  | 石狩大橋 173.0 | 石狩大橋 7.92 | 全流域    | 台風、前線 |
| 昭和 56 年 8 月  | 石狩大橋 284.8 | 石狩大橋 9.23 | 全流域    | 台風、前線 |

## 第5 過去における災害の主な記録

| 発生日月        | 種類      | 原因           | 被害の概況                          |
|-------------|---------|--------------|--------------------------------|
| 明治 30 年 8 月 | 火災      | 1 条 2 丁目から出火 | 江別市街 130 戸中、100 戸以上を焼失する。江別橋焼失 |
| 31 年 9 月    | 暴風雨     | 石狩川・各支川氾濫    | 江別地域の 50%以上浸水(全道的に未曾有の大洪水)     |
| 34 年 9 月    | //      | //           | 家屋及び田畑の浸水、流失                   |
| 37 年 6-7 月  | //      | 千歳川氾濫        | 家屋及び田畑の浸水(江別太、篠津、対雁、豊幌地区等)流失   |
| 42 年 4 月    | 融雪・豪雨   | 石狩川・千歳川氾濫    | 家屋及び田畑の浸水、流失                   |
| 44 年 8 月    | 暴風雨     | //           | //                             |
| 大正 2 年 8 月  | //      | 豊平川氾濫        | //                             |
| 8 年 5 月     | 融雪・異常暖気 | 石狩川・千歳川氾濫    | //                             |
| 11 年 8 月    | 暴風雨     | 石狩川氾濫        | //                             |
| 12 年 4 月    | //      | //           | //                             |

|    |     |      |             |                     |                                                                                 |
|----|-----|------|-------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 | 3年  | 7月   | 火災          | 5条5丁目から出火           | 15戸全焼                                                                           |
|    |     | 9月   | 豪雨          | 千歳川の水があふれる          | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    | 5年  | 8月   | //          | 石狩川・千歳川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    | 6年  | 4月   | 融雪<br>異常低気圧 | 幌向川・千歳川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    |     | 5月   | //          | 石狩川・千歳川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    | 7年  | 7-9月 | 豪雨          | 石狩川・各支川の水があふれる、氾濫   | 全道的に大水害となる。江別市街1.5m浸水、田畑の浸水(早苗別、対雁、豊幌、美原地区等)4,123ha                             |
|    | 8年  | 5月   | 融雪・豪雨       | //                  | 江別地域の大半が被害を受ける                                                                  |
|    | 9年  | 10月  | 火災          | 江別市街仏壇灯明から出火        | 13棟23戸焼失                                                                        |
|    | 10年 | 8月   | 豪雨          | 千歳川の水があふれる          | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    | 18年 | 4月   | //          | 幌向川氾濫               | //                                                                              |
|    | 20年 | 7月   | //          | 石狩川・夕張川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    | 21年 | 11月  | 暴風雨         | 石狩川・各支川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    | 22年 | 4月   | 融雪          | 石狩川・幌向川の水があふれる、氾濫   | //                                                                              |
|    | 24年 | 7月   | 集中豪雨        | 野津幌川氾濫              | 局所集中豪雨により道路損壊、橋梁破壊、田畑の浸水                                                        |
|    | 25年 | 8月   | 豪雨          | 千歳川・幌向川の水があふれる      | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    | 28年 | 5月   | 火災          | 3条3丁目から出火           | 江別市街3丁目通以東<br>焼失建物 227棟、罹災世帯 278世帯、罹災者 1,305人、死者 1人、重傷者 2人、軽傷者 6人、被害額 401,178千円 |
|    | 29年 | 4月   | 融雪          | 旧豊平川排水氾濫            | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    |     | 5月   | 暴風          | 異常低気圧               | 家屋全壊・半壊多数、被害額 32,730千円                                                          |
|    |     | 9月   | 暴風雨         | 台風 15号              | 家屋全壊・半壊多数、農作物の90%壊滅、被害額 134,600千円                                               |
|    | 30年 | 4月   | 融雪          | 石狩川・各支川の水があふれる、堤防決壊 | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    | 31年 | 2月   | 火災          | 不明                  | 道立野幌高等学校校舎 760㎡焼失                                                               |
|    |     | 4月   | 融雪          | 石狩川・各支川の水があふれる、堤防決壊 | 家屋及び田畑の浸水、流失                                                                    |
|    |     | 5月   | 火災          | 野幌町窯業工場から出火         | 野幌町工場 3、家屋 13戸焼失、罹災者 125人、被害額 41,301千円                                          |
|    |     | 9月   | 豪雨          | 野津幌川氾濫              | 田畑の浸水 650ha                                                                     |
|    |     | 10月  | 冷害          | 異常低温                | 農作物被害、被害額 267,750千円                                                             |
|    | 32年 | 9月   | 豪雨          | 排水・小河川氾濫            | 家屋及び田畑の浸水 950ha、被害額 45,000千円                                                    |

|            |      |                                                          |                                                                             |
|------------|------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 34 年 2 月   | 火災   | 不明                                                       | 道立江別高等学校 2,400 m <sup>2</sup> 焼失                                            |
| 36 年 7 月   | 集中豪雨 | 石狩川・各支川の水があふれる、氾濫                                        | 家屋及び田畑の浸水（豊幌、美原地区等）1,000 戸 6,085ha、罹災者 5,441 人、死者 3 人、被害額 754,850 千円        |
| 37 年 8 月   | 暴風雨  | 台風 9・10 号、石狩川・各支川の水があふれる、氾濫                              | 家屋及び田畑の浸水（豊幌地区等）1,135 戸 6,861ha、罹災者 6,487 人、被害額 992,161 千円                  |
| 39 年 9 月   | 冷害   | 異常低温                                                     | 農作物等の被害大                                                                    |
| 40 年 9 月   | 暴風雨  | 台風 23・24 号、石狩川・各支川の水があふれる、氾濫                             | 屋及び田畑の浸水、台風 23 号 120ha、台風 24 号 2,262ha                                      |
| 41 年 8 月   | 集中豪雨 | 石狩川・各支川の水があふれる                                           | 家屋及び田畑の浸水（豊幌、東野幌、美原地区等）400ha                                                |
| 43 年 5 月   | 地震   | 十勝沖地震（震度 4）                                              | 家屋一部破損 58 戸、被害額 24,010 千円                                                   |
| 44 年 2 月   | 暴風雪  | 異常降雪                                                     | 国道 12 号降雪による交通渋滞、バス・一般車 600 台、約 3,500 人被害受ける                                |
| 45 年 3 月   | //   | //                                                       | 交通渋滞 388 人救出、避難所収容、炊き出し                                                     |
| 4 月        | 融雪   | 内水（河川に排水できずに氾濫した水）湛水                                     | 床下浸水 63 戸、田畑の浸水 300ha                                                       |
| 5 月        | 融雪   | //                                                       | 床上浸水 27 戸、床下浸水 48 戸、田畑の浸水 1,078ha、道路浸水 10.5km、被害額 25,175 千円                 |
| 47 年 9 月   | 集中豪雨 | //                                                       | 床上浸水 6 戸、床下浸水 24 戸、畑作被害 18,2ha、道路 4 ヶ所浸水、被害額 2,455 千円                       |
| 49 年 4 月   | 暴風   | 低気圧                                                      | 家屋等の全半壊、一部破損、被害額 53,879 千円                                                  |
| 50 年 8 月   | 豪雨   | 石狩川決壊、水があふれる、各支川の水があふれる、内水（河川に排水されずに氾濫した水）湛水、台風 6 号異常低温等 | 床上浸水 259 戸、床下浸水 236 戸、田畑の浸水 2,603ha<br>土木被害 24 ヶ所、死者 1 人、被害額 1,075,346 千円   |
| 51 年 9 月   | 冷害   | 異常低温等                                                    | 農作物被害、被害額、2,362,291 千円                                                      |
| 54 年 10 月  | 暴風雨  | 台風 20 号、内水（河川に排水できずに氾濫した水）湛水                             | 床上浸水 1 戸、床下浸水 23 戸、田畑の浸水 130ha、被害額 23,905 千円                                |
| 55 年 7-9 月 | 冷害   | 異常低温等                                                    | 農作物被害、被害額 1,416,266 千円                                                      |
| 56 年 8 月   | 集中豪雨 | 石狩川・各支川堤防決壊水があふれる、氾濫                                     | 全壊 4 戸、床上浸水 440 戸<br>田畑の浸水（豊幌、美原地区等）5,509ha、被害額 5,653,816 千円<br>避難所 14 か所開設 |

|     |       |        |                            |                                                                                                                      |
|-----|-------|--------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 8月    | 暴風雨    | 台風15号、内水（河川に排水できずに氾濫した水）湛水 | 床上浸水（一番町、上江別、東光町、野幌町、野幌代々木町、東野幌本町、緑町地区等）91戸、田畑の浸水（江別太、角山、上江別、篠津、東野幌、西野幌、豊幌、美原、八幡地区等）1,805ha、被害額659,845千円<br>避難所3か所開設 |
| 57年 | 3月    | 地震     | 浦河沖地震（震度4）                 | 軽傷1人、土木被害1,000千円、その他被害額947千円                                                                                         |
| 58年 | 6-7月  | 冷害     | 異常低温等                      | 農作物被害、被害額1,316,815千円                                                                                                 |
| 61年 | 1月    | 暴風雪    | 異常低気圧                      | 国道12号、275号降雪による通行不能・渋滞、避難所収容61人、炊き出し                                                                                 |
| 62年 | 8月    | 暴風雨    | 低気圧等                       | 農作物等被害、被害額36,095千円                                                                                                   |
| 平成  | 4年 4月 | 融雪     | 融雪増水                       | 河川、農業排水路等の堤防斜面崩壊、被害額190,400千円                                                                                        |
|     | 6-9月  | 低温・長雨等 |                            | 農作物被害、被害額940,719千円                                                                                                   |
|     | 9月    | 豪雨     | 内水（河川に排水できずに氾濫した水）湛水       | 床上浸水8戸、床下浸水28戸、被害額16,308千円                                                                                           |
|     | 11月   | 風雪     | 異常降雪                       | 農業用ビニールハウス倒壊、被害額11,050千円                                                                                             |
| 5年  | 1月    | 地震     | 釧路沖地震（震度4）                 | 地震による排水路、排水機場等の損傷・崩壊、被害額123,000千円                                                                                    |
|     | 4月    | 融雪     | 融雪増水                       | 農業排水路等の堤防斜面崩壊、河床変動、被害額145,000千円                                                                                      |
|     | 6-9月  | 冷害     | 異常低温等                      | 農作物被害、被害額2,478,969千円                                                                                                 |
| 6年  | 4月    | 融雪     | 融雪増水                       | 農業排水路等の堤防斜面崩壊、被害額98,000千円                                                                                            |
| 7年  | 4月    | //     | //                         | 農業排水路等の堤防斜面崩壊、河床変動、被害額31,050千円                                                                                       |
| 8年  | 4月    | //     | //                         | 農業排水路等の堤防斜面崩壊、河床変動、被害額37,000千円                                                                                       |
|     | 5-9月  | 低温     | 日照不足等                      | 農作物被害、被害額635,238千円                                                                                                   |
| 11年 | 9月    | 暴風     | 台風18号                      | 農業用ビニールハウス倒壊、被害額9,710千円                                                                                              |
| 12年 | 7月    | 豪雨     | 低気圧等                       | 農作物被害、被害額1,288,581千円                                                                                                 |
| 13年 | 9月    | //     | 台風15号                      | 農作物被害、被害額128,283千円                                                                                                   |
| 15年 | 9月    | 暴風雨    | 台風14号                      | 街路樹等の倒木52本                                                                                                           |

|           |        |                    |                                                                                                                                                           |
|-----------|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月        | 地震     | 十勝沖地震（震度4）         | 軽傷者1人                                                                                                                                                     |
| 16年 9月    | 暴風     | 台風18号              | 街路樹等の倒木 1,862本、公共施設等被害、被害額 235,018千円、農作物被害、472,445千円                                                                                                      |
| 22年 1月    | 豪雪     | 局地的な大雪             | 1月16日17時からの24時間降雪量 82cm                                                                                                                                   |
| 23年 1月    | //     | 記録的な大雪             | 1月7日17時から18日17時までの降雪量 254cm                                                                                                                               |
| 24年 3月    | 暴風雪    | 異常低気圧              | 立ち往生車両 40台                                                                                                                                                |
| 26年 9月    | 豪雨     | 大雨特別警報<br>土砂災害警戒情報 | 大麻地区3世帯に避難準備情報発令、避難所開設（大麻東地区センター）<br>江別地区・野幌地区（鉄北）・文京台南町で断水（33,400世帯、75,000人）                                                                             |
| 28年 8月    | 豪雨     | 台風7号、9号、11号        | 重傷1人、道路冠水26件、車庫浸水20件、床下浸水9件、車両水没8台、通行止め7か所<br>（被害は7号によるもの）                                                                                                |
| 30年 9月    | 暴風     | 台風21号              | 軽傷2人、住家被害、公共施設被害、街路樹等倒木 2,694本、農作物被害 31,765千円、停電 4,698戸、通行止め 10か所                                                                                         |
| 9月        | 地震     | 北海道胆振東部地震（震度5強）    | 重傷1人、中等傷1人、軽傷3人<br>火災1件、住宅被害 568棟、道路被害 4件、市内全域停電、断水約 23,500戸、市有施設被害、避難所 6か所開設、給水所 9か所開設                                                                   |
| 令和 4年1-2月 | 豪雪・暴風雪 | 短期集中的な大雪・暴風雪       | 1月12～15日（4日間）降雪量 86cm、積雪量 106cm<br>2月5～7日（3日間）降雪量 86cm、積雪量 172cm（観測史上最大値を更新）<br>2月21～22日暴風雪により、立ち往生車両 23台（八幡、美原地区）<br>25日～26日暴風雪により、立ち往生車両 9台（八幡、篠津、美原地区） |
| 5年 1月     | 暴風雪    | 暴風雪                |                                                                                                                                                           |

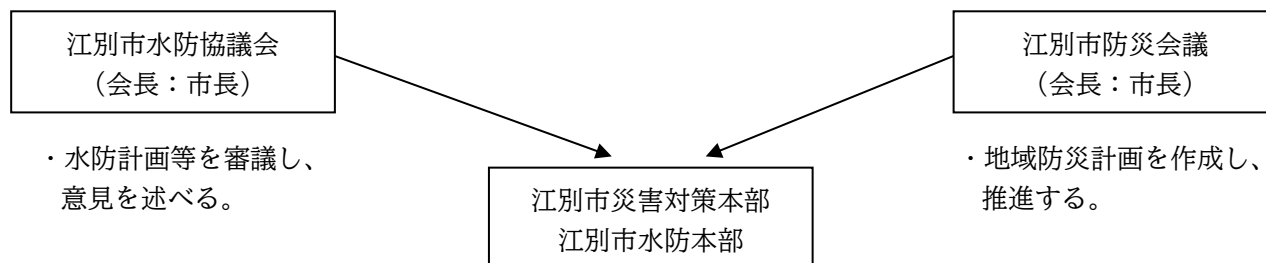
## 第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

### 第1節 組織計画

江別市における防災会議の組織、運営、災害時における体制は、本計画の定めるところによる。

江別市における防災行政を総合的に運営するための組織として、基本法に基づく江別市防災会議と水防法に基づく江別市水防協議会があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する。その系統は、次のとおり。

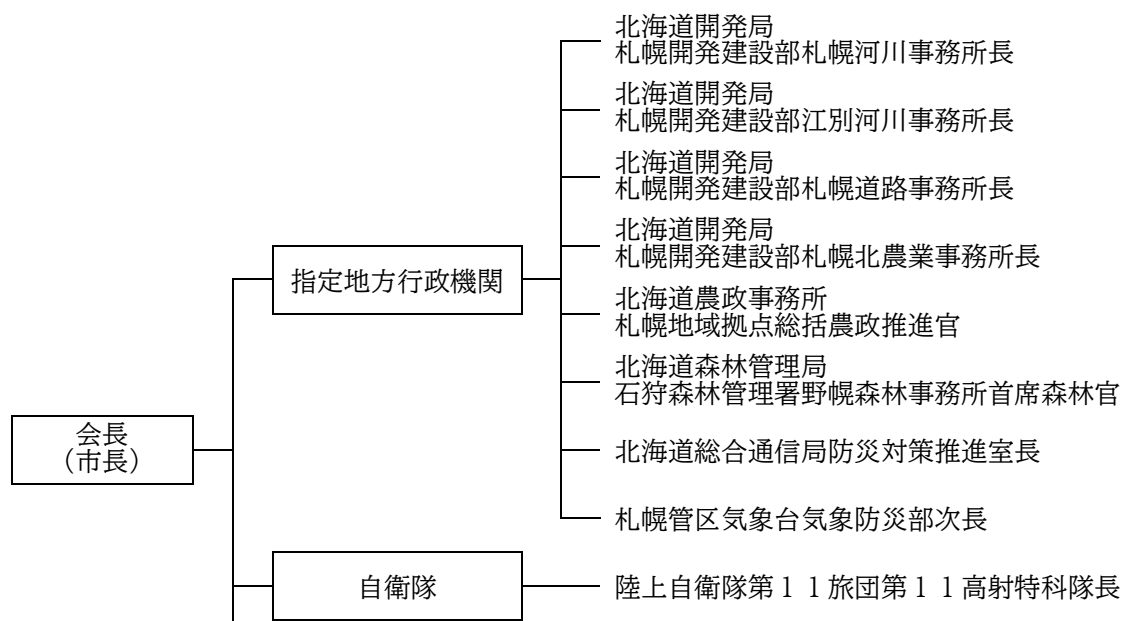


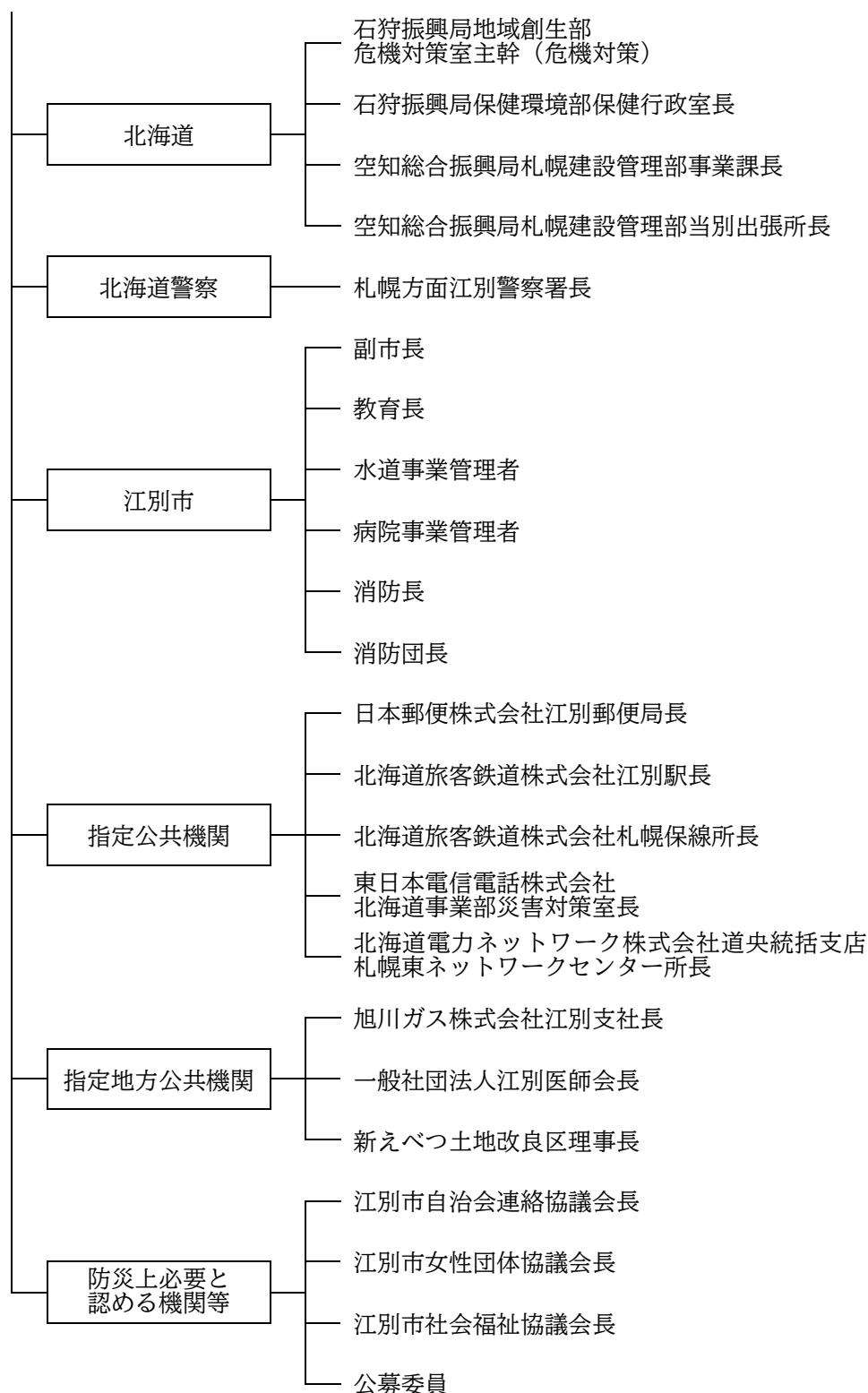
### 第1 平常時の防災活動体制

#### 1 江別市防災会議

防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく江別市防災会議条例（昭和37年条例第18号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集と迅速かつ的確な災害応急対策のための組織の確立等を任務とする。

##### (1) 組織図





## (2) 運営

江別市防災会議条例及び江別市防災会議の運営に関する規程（昭和 50 年防災規程第 1 号）の定めるところによる。

※資料編「1 法令・条例等 江別市防災会議条例」及び「江別市防災会議の運営に関する規程」参照

## 2 江別市水防協議会

江別市水防協議会に関することについては、別に定める江別市水防計画による。

## 第2 応急活動体制

### 1 江別市災害対策本部

#### (1) 設置基準

市長は、基本法、江別市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 9 号）及び江別市災害対策本部運営規程（昭和 54 年訓令第 46 号）に基づいて、災害時において、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

| 災害対策本部設置基準 |                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------|
| 自然災害       | ・ 異常な自然災害の発生、又は発生のおそれがあり、市民の生命、身体及び財産を保護する観点で総合的な対策を要するとき。 |
| その他の災害     | ・ 災害が発生し、市民の生命、身体及び財産を保護する観点で、総合的な対策を要するとき。                |

#### (2) 組織

資料編「3 組織・体制 江別市災害対策本部組織図」参照

#### (3) 所掌等

資料編「3 組織・体制 江別市災害対策本部各班の所掌事務」参照

#### (4) 設置及び廃止

ア 災害対策本部は、市役所本庁舎 2 階とする。ただし、庁舎被災等により使用できない場合は、消防本部庁舎等に災害対策本部を移設する。

イ 災害対策本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送、電話、Eメール、防災無線等により周知する。

ウ 本部長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を廃止する。

(ア) 予想された災害発生の危険が解消したとき

(イ) 災害に関する応急対策措置が完了したとき

エ 市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び市民に対し、それぞれ迅速に周知する。

オ 標識等の設置

(ア) 災害対策本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標識板を掲げる。

(イ) 本部長、副本部長、対策部長、班長及び班の職員が、災害時において非常活動業務に従事するときは、必要に応じて腕章を着用する。

(ウ) 災害時において非常活動業務に使用する災害対策本部の自動車には、標章をつける。

#### (5) 運営

災害対策本部の運営は、江別市災害対策本部条例及び江別市災害対策本部運営規程の定めるところによる。

※資料編「1 法令・条例等 江別市災害対策本部条例」及び「江別市災害対策本部運営規程」参照

## 2 現地本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地本

部を設置することができる。

### 3 災害対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 市長は、災害対策本部設置に至らない程度の災害時で、情報の収集及び今後の対応について協議する必要があると認めるときは、対策会議を設置し、必要な災害対策を実施することができる。
- (2) 前項の規定により対策会議が設置された場合は、関係する部長等は、災害対策本部が設置された場合に準じて災害対策を実施する。
- (3) 対策会議は、災害発生の際に危険が解消、又は災害対策本部を設置したときは、廃止する。

## 第3 市職員の動員配備

### 1 配備計画

市長は、災害時に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制を決定する。被害の状況等により、下記の基準により難しい場合においては、臨機応変な配備体制をとる。各所属長は、交通の途絶や職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員に指定するなど、事態の状況に応じた職員の参集を確保する。

なお、消防職員、消防団員の「配備体制」については、別に定める「江別市消防計画」による。

### 2 配備基準

| 種別     | 配備時期                                                                                                                     | 配備職員                                                   | 主な活動内容                                                                               |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 注意体制   | ・河川が【水防団待機水位】に到達したとき<br>・洪水注意報が発表され、第1配備体制等への移行の可能性があるとき<br>・警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）が発表されたとき                                   | ・参事（危機対策・防災担当）<br>・配備編成計画に定められた職員                      | ・情報収集及び関係機関との連絡<br>・市有施設等の安全確認（市有施設等管理担当課）<br>【第1配備体制の配備職員は自宅待機】                     |
| 第1配備体制 | ・河川が【氾濫注意水位】に到達したとき<br>・今後災害が発生するおそれがあり、警戒、災害対策に備える必要があるとき                                                               | ・総務部調整監<br>・市有施設等管理担当課の長<br>・配備編成計画に定められた職員（概ね全職員の1/4） | ・情報収集及び関係機関との連絡<br>【第2配備体制の配備職員は自宅待機】                                                |
| 第2配備体制 | ・警報（大雨又は洪水）が発表されている状況で、河川が【避難判断水位】に到達することが見込まれるとき<br>・土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき<br>・局地的に災害が発生し、災害対策をとる必要があるとき                  | ・災害対策本部の本部員、情報連絡責任者及び班長<br>・配備編成計画に定められた職員（概ね全職員の3/4）  | ・災害対策本部の設置<br>・高齢者等避難の発令準備<br>・避難所の開設準備<br>・市民周知の準備<br>・災害応急対策<br>【第3配備体制の配備職員は自宅待機】 |
| 第3配備体制 | ・河川が【避難判断水位】に到達後さらに水位の上昇が見込まれるとき<br>・高齢者等避難の発令基準に達したとき<br>・数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき<br>・今後さらに災害が拡大するおそれがあるとき | ・全職員                                                   | ・高齢者等避難の発令<br>・避難所の開設<br>・市民周知<br>・各部各班は総力を挙げて、災害応急対策にあたる。                           |

◆その他、市長が必要と認めたときは、各配備体制をとることができる。

◆各配備体制の配備職員は、必要に応じて所属職員又は関係する所属長等を招集することができる。

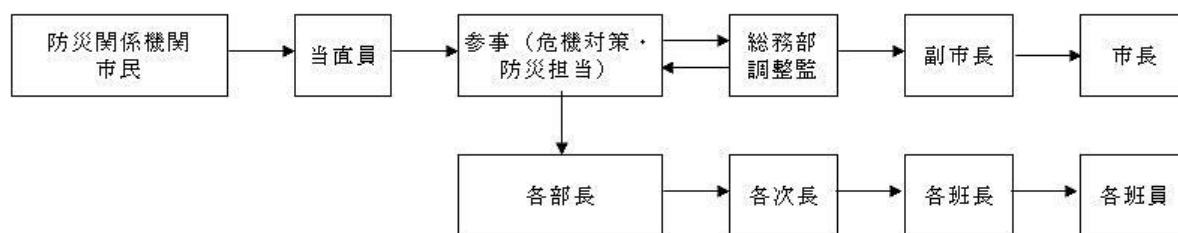
### 3 配備体制の確立

- (1) 各部長、各班長は必要人員数を考慮し、あらかじめ配備編成計画を作成の上、本部長に提出するとともに、勤務時間外等における連絡方法等を周知徹底する。
- (2) 配備を指示された場合、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る配備体制を整えるとともに、体制の確立状況を本部対策室に速やかに報告する。

※資料編「2 各種様式 配備編成計画」参照

### 4 勤務時間外の伝達系統及び伝達方法

- (1) 当直員は、災害時の異常現象の通報があった場合は直ちに参事（危機対策・防災担当）に連絡する。
- (2) 参事（危機対策・防災担当）は、総務部調整監の指示を受け、必要に応じて関係部課長、職員に通知する。
- (3) 第1～3配備体制がとられた場合、又は本部が設置された場合は、前号に準ずる。
- (4) 伝達は、防災情報提供サービス（職員専用グループ）のほか、電話等あらゆる手段により対応する。
- (5) 勤務時間外の伝達系統は、次のとおり。



### 5 勤務時間外等の職員非常参集

- (1) 本部長は、勤務時間外、休日等に第1～3配備体制を発令したときは、職員の招集を指示する。
- (2) 職員は、勤務時間外、休日等において招集の指示を受けたとき、又は災害時の情報を覚知したときは、所属長に連絡の上、又は自らの判断により直ちに所属、又は指定された場所に参集し配備に就く。

ア 災害対策本部設置の連絡があった場合、電話、Eメール、広報車、テレビ・ラジオ等による周知情報を確認し、職員は直ちに参集する。

イ 通信の途絶等により連絡がとれない場合は、自らの判断により参集する。

- (3) 勤務時間外等の参集時には、次の事項に留意して行動することとする。

ア 安全確認

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

イ 被害状況の報告

参集途上において、被災状況、災害情報の収集に努め、必要に応じてカメラ等で記録し、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院・診療所、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、所属の対策部長に詳しく報告する。

ウ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ

通報連絡するとともに、直ちに近隣住民の協力を求め、人命救助、消火活動など適切な措置をとった後、職員本人はできる限り迅速な参集に努める。

#### エ 参集者の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

## 第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、本計画の定めるところによる。

なお、国及び道は、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

### 第1 気象業務組織

#### 1 予報区と担当官署

- (1) 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

本市の府県予報区、区域及び担当気象官署は、次のとおり。

| 府県予報区名称    | 区域                           | 担当官署    |
|------------|------------------------------|---------|
| 石狩・空知・後志地方 | 石狩振興局、空知総合振興局<br>及び後志総合振興局管内 | 札幌管区気象台 |

- (2) 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

#### ア 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

#### イ 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含む。

#### ウ 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

| 府県予報区<br>(担当気象官署)       | 一次細分区域名 | 市町村等を<br>まとめた区域 | 二次細分区域名 |
|-------------------------|---------|-----------------|---------|
| 石狩・空知・後志地方<br>(札幌管区気象台) | 石狩地方    | 石狩中部            | 江別市     |

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

## 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法、消防法（昭和23年法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、本市における特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次に定めるところによる。

### 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準及び伝達

#### (1) 種類及び発表基準

##### ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

| 種類      | 概要                                                                                                                                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大雨特別警報  | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| 暴風特別警報  | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。                                                                                                                                       |
| 大雪特別警報  | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。                                                                                                                                       |
| 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。                                                                       |

※土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

##### イ 気象に関する警報・注意報

##### (ア) 気象警報

| 種類    | 概要                                                                                                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大雨警報  | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 |
| 大雪警報  | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                               |
| 暴風警報  | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                               |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。                                                |

## (1) 気象注意報

| 種類     | 概要                                                                                                                      |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大雨注意報  | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                              |
| 大雪注意報  | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                       |
| 強風注意報  | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                       |
| 風雪注意報  | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。                               |
| 濃霧注意報  | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                      |
| 雷注意報   | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |
| 乾燥注意報  | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。                                                   |
| なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                    |
| 着氷注意報  | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                            |
| 着雪注意報  | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                            |
| 融雪注意報  | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。                                                |
| 霧注意報   | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。                                                |
| 低温注意報  | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。                       |

## ウ 洪水警報及び注意報

| 種類    | 概要                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水警報  | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                   |

※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び注意報に含めて行われる。

## (2) 江別市の発表基準

※資料編「7 その他の資料 気象警報・注意報等発表基準（江別市）」参照

## (3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

| 警戒レベル            | 状況                   | 住民が取るべき行動           | 行動を促す情報<br>(避難情報等)                           | 住民が自ら行動をとる際の判断となる防災気象情報                   |                                       |                                            |                                      |                                 |
|------------------|----------------------|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
|                  |                      |                     |                                              | 洪水等に関する情報                                 |                                       |                                            | 土砂災害に関する情報                           | 高潮に関する情報                        |
|                  |                      |                     |                                              | 水位情報が<br>ある場合<br>(下段: 国管理河川の<br>洪水の危険度分布) | 水位情報が<br>ない場合<br>(下段: 洪水警報<br>の危険度分布) | 内水氾濫に<br>関する情報                             | (下段: 土砂災害の<br>危険度分布)                 |                                 |
| 5                | 災害発生<br>又は<br>切迫     | 命の危険<br>直ちに安全確保!    | 緊急安全確保<br>(必ず発令されるものではない)                    | 氾濫発生情報<br>(危険度分布: 黒)                      | 大雨特別警報<br>(浸水害)<br>危険度分布: 黒<br>(浸水)   |                                            | 大雨特別警報<br>(土砂災害)<br>危険度分布: 黒<br>(浸水) | 高潮発生情報                          |
| <警戒レベル4までに必ず避難!> |                      |                     |                                              |                                           |                                       |                                            |                                      |                                 |
| 4                | 災害の<br>おそれ<br>高い     | 危険な場所から<br>全員避難     | 避難指示<br>(令和3年の災対法改正<br>以前の避難勧告の<br>タイミングで発令) | 氾濫危険情報<br>(危険度分布: 紫)<br>(氾濫危険水位超過相当)      | 危険度分布: 紫<br>(危険)                      | 内水氾濫<br>危険情報<br>(水位超過下水道<br>により発生する<br>情報) | 土砂災害警戒情報<br>危険度分布: 紫<br>(危険)         | 高潮特別警報<br>高潮警報                  |
| 3                | 災害の<br>おそれ<br>あり     | 危険な場所から<br>高齢者等は避難※ | 高齢者等避難                                       | 氾濫警戒情報<br>(危険度分布: 赤)<br>(避難判断水位超過相当)      | 洪水警報<br>危険度分布: 赤<br>(警戒)              |                                            | 大雨警戒(土砂災害)<br>危険度分布: 赤<br>(警戒)       | 高潮警戒に切り替<br>える可能性に言及<br>する高潮注意報 |
| 2                | 気象<br>状況<br>悪化       | 自らの避難行動を<br>確認する    | 洪水、大雨、<br>高潮注意報                              | 氾濫注意情報<br>(危険度分布: 黄)<br>(氾濫注意水位超過)        | 危険度分布: 黄<br>(注意)                      |                                            | 危険度分布: 黄<br>(注意)                     |                                 |
| 1                | 今後気象<br>状況悪化<br>のおそれ | 災害への心構えを<br>高める     | 早期注意情報                                       |                                           |                                       |                                            |                                      |                                 |

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

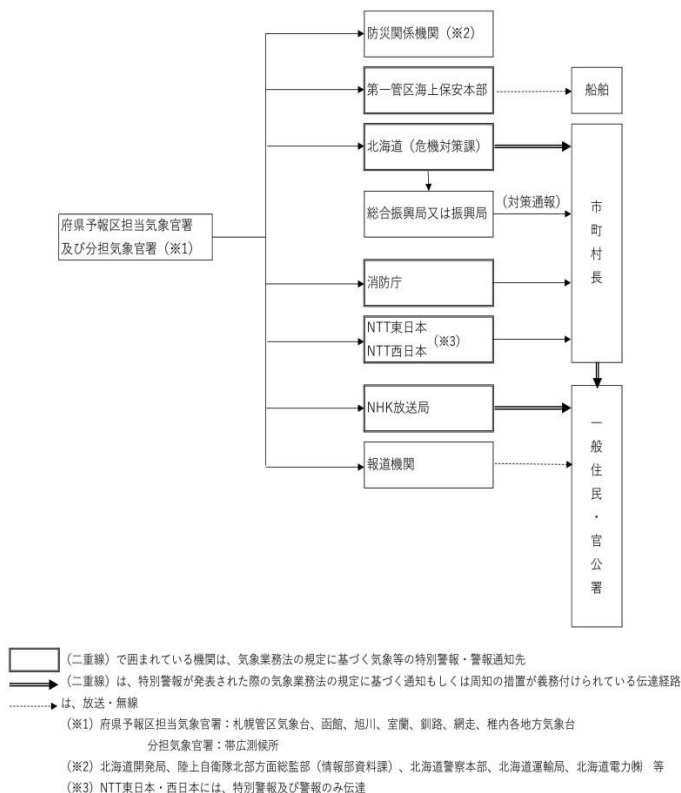
上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
下段細字: 常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

## (4) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、第一管区海上保安本部、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた道は直ちに関係市町村に通知し、道からの通知を受けた市町村は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

※周知の措置: スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等



## 2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

| 種類                           | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル<br>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>             |
| 浸水キキクル<br>（大雨警報（浸水害）の危険度分布）  | <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
| 洪水キキクル<br>（洪水警報の危険度分布）       | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul> |
| 流域雨量指数の予測値                   | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

## 3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

|            |        |
|------------|--------|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報  |
| 水防活動用気象警報  | 大雨警報   |
|            | 大雨特別警報 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報  |
| 水防活動用洪水警報  | 洪水警報   |

#### 4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### 5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

##### (1) 洪水予報河川及び担当

| 水系名 | 河川名                            | 担当                    |
|-----|--------------------------------|-----------------------|
| 石狩川 | 石狩川（下流）、豊平川、千歳川、夕張川、幾春別川（警報のみ） | 札幌管区気象台、北海道開発局札幌開発建設部 |

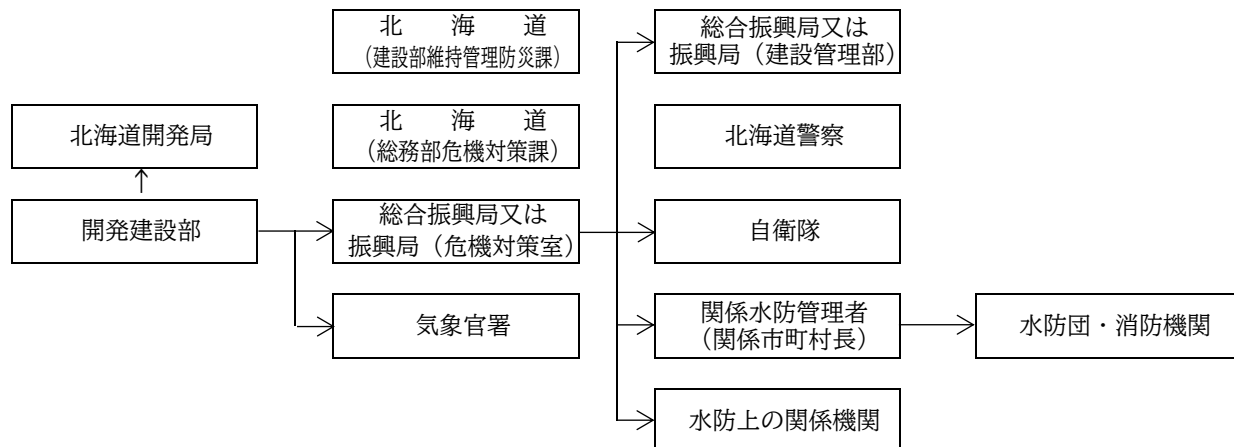
##### (2) 種類及び発表基準

| 種類    | 標題     | 基準                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水警報  | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。                                                                              |
|       | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。                      |
|       | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。                                              |

## 6 水防警報

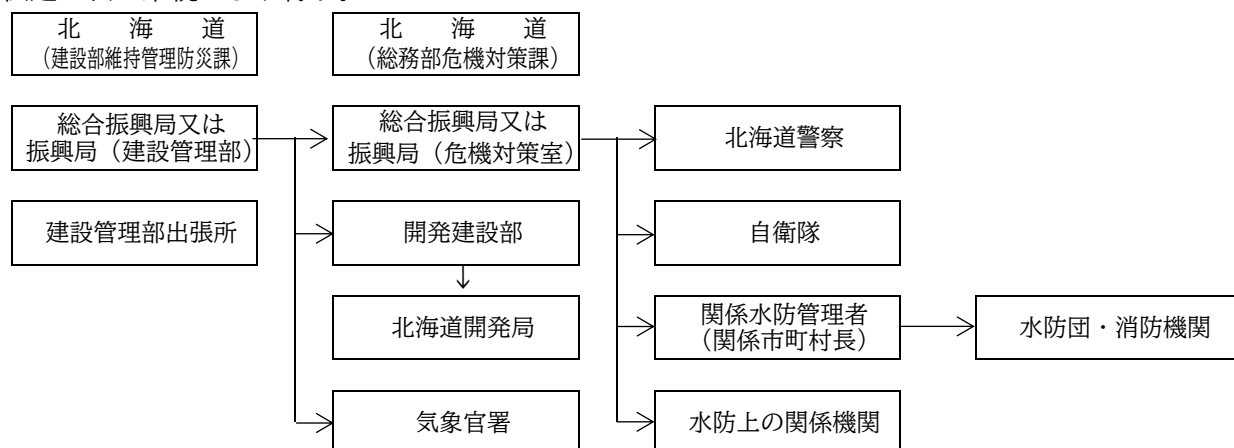
(1) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は次の系統により行う。



## (2) 知事が行う水防警報

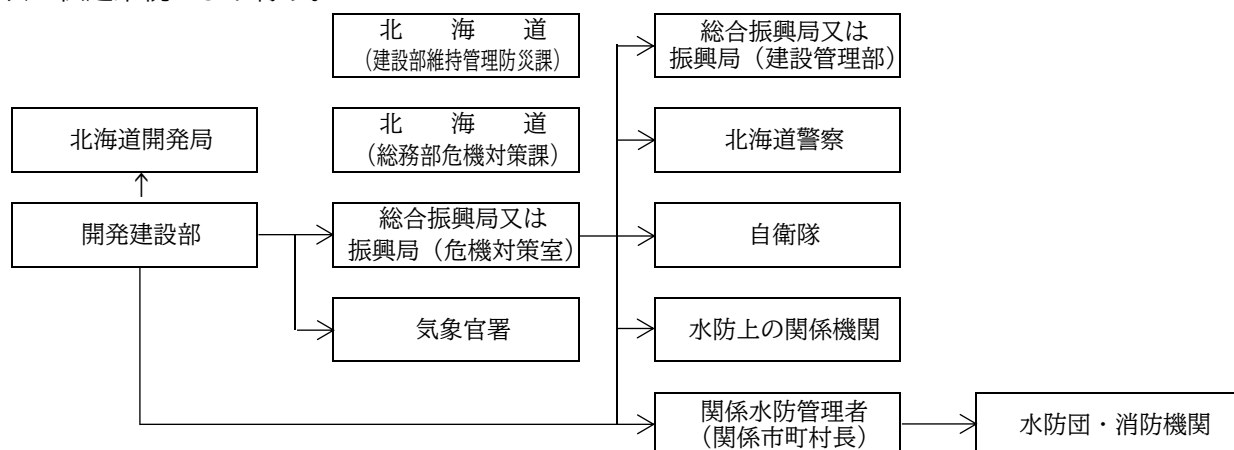
水防法第 16 条第 1 項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、道が発表し、伝達は次の系統により行う。



## 7 水位情報の通知

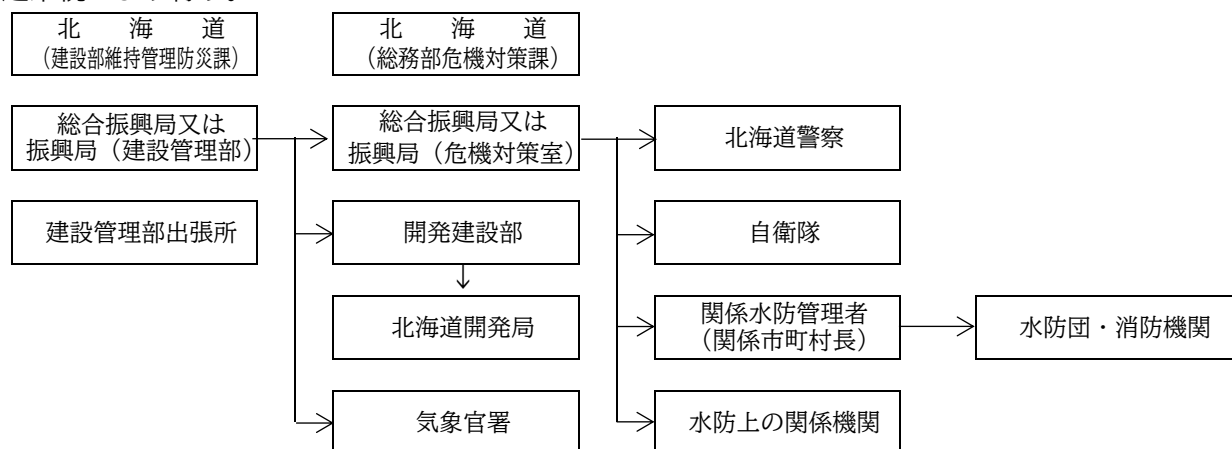
(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



## (2) 知事が行う水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。

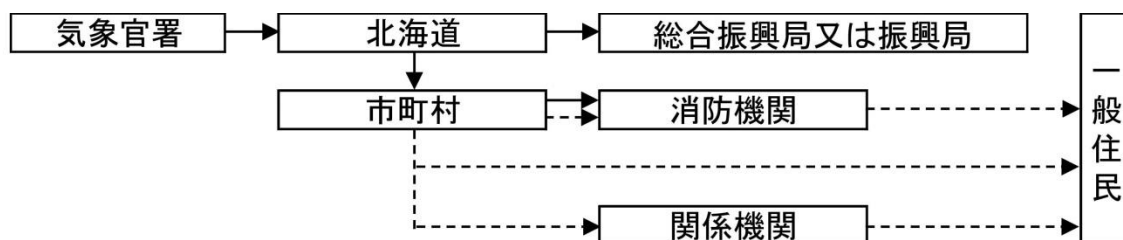


## 8 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

札幌管区気象台が発表する火災気象通報は、消防法第22条の規定に基づき、道を通じて市に通報される。市長は、この通報を受け、火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねる。

## (1) 伝達



---▶ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

## (2) 通報基準

火災気象通報基準は、以下のとおり。

| 発表官署    | 通報基準                   |
|---------|------------------------|
| 札幌管区気象台 | 「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一 |

※道と札幌管区気象台が締結した「火災気象通報に関する申し合わせ」による。

## 9 気象情報等

## (1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## (2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・

警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

### (3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

### (4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

- ・土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;land>
- ・浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;inund>
- ・洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bousai/risk/#elements;flood>

### (5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

- ・雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/jp/bousai/nowc/>

## 第3 異常現象を発見した者の措置等

### 1 通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

### 2 警察官の通報

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

### 3 市長の通報

異常現象に関する通報を受けた市長は、次の気象官署に通報しなければならない。

| あて先官署名                     | 電話番号                                          | 地域                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 札幌管区気象台<br>札幌市中央区北2条西18丁目2 | 札幌（011）611-0170（天気相談所）<br>（011）611-6125（地震火山） | 石狩振興局、<br>空知総合振興局、<br>後志総合振興局地域管内 |

※その他の地域については省略

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

加えて、市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、市は、市内において災害が発生するおそれがある区域（以下、「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、市及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じる。

### 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び市民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 実施責任者

##### 1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、市民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

## 2 江別市

- (1) 教育機関、民間団体、地域の防災活動におけるリーダーや自主防災組織等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施する。
- (2) 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く市民が閲覧できるよう地理情報その他の方法により公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

## 第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- 6 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直接的に理解できるような取組を推進する。

## 第3 普及・啓発及び教育の方法

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレット、ハザードマップの作成及び配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

**第4 普及・啓発及び教育を要する事項**

- 1 地域防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) その他
- 4 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
    - イ 気象情報の種別と対策
    - ウ 避難時の心得
    - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
  - (1) 被災農作物に対する応急措置
  - (2) その他
- 6 その他必要な事項

**第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進**

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

**第6 普及・啓発の時期**

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間及び防災とボランティアの日、防災とボランテ

ィア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

## 第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

### 第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するように努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施する。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 避難所運営訓練
- 10 その他災害に関する訓練

### 第3 防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、防災会議が主唱し、防災会議構成機関等の協働により実施する。

#### 1 総合防災訓練

地震、風水害等を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

#### 2 災害通信連絡訓練

通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

#### 3 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

#### 第4 相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

#### 第5 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施する。

#### 第6 複合災害に対応した訓練の実施

市及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。

### 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市は、災害時において市民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害時協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努める。

#### 第1 食料その他の物資の確保

- 1 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資を備蓄するよう努める。
- 2 市は、応急飲料水の確保及び応急給水資器材の整備（備蓄）に努める。
- 3 市は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、市民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

#### 第2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資器材の整備充実を図るとともに、防災関係機関等と連携し、停電時の電源確保に努めるほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

#### 第3 備蓄倉庫等の整備

市は、防災資機材等の備蓄倉庫の整備に努める。

#### 第4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定の締結の推進

市は、平常時の物資備蓄にかかる空間的・金銭的成本を抑制し、災害時における市民生活の早期安定を図るため、民間事業者等との災害時協定による流通在庫物資を活用する（流通備蓄）など、物資の調達体制の整備に努める。

## 第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、総合防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

#### 1 江別市

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、周辺市町村に加え、大規模な災害時には周辺市町村が同時に被災する可能性があることから、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮する。

#### 2 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努める。

#### 3 防災関係機関等

あらかじめ、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておく。

### 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討を行う。
- 2 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。
- 3 市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 4 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。
- 5 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議のうえ、定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や運営に係る費用負担について明記する。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という「共助」の視点から、市民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、日頃からの備えや避難生活等でのきめ細やかな配慮の視点から、女性の参画の促進に努める。

### 第1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、研修会の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努める。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

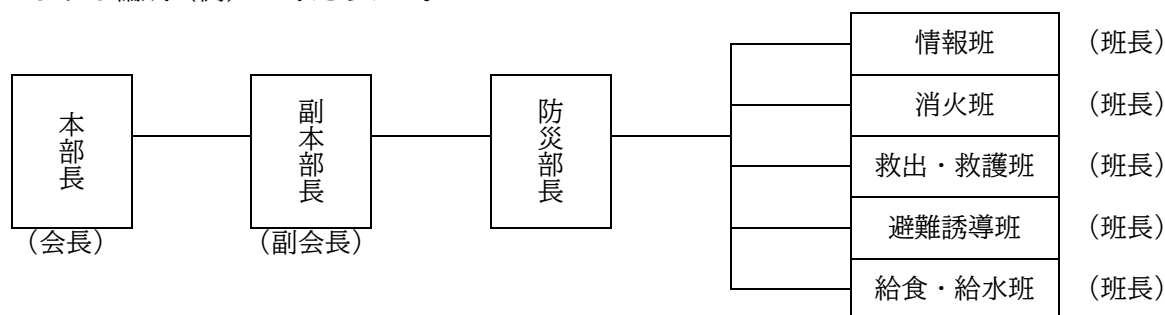
#### 1 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民による災害時の応急活動あるいは避難行動などを行う場合の相互協力が、組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要がある。

この場合、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは当該地域の避難行動等を考慮し、自治会をひとつの基礎的組織単位とする。

#### 2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の自治会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため、基本的な組織編成としては、次のような編成（例）が考えられる。



### 第4 自主防災組織の活動

#### 1 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、地域住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、地域住民一人ひとりが適切な措置をとることができるよう、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

##### ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方

法等を習得する。

オ 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践すべく、図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、地域住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかに応急措置をとることができるよう日頃から点検を行う。

## 2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して地域住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、指定緊急避難場所や指定避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努める。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となり、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

#### (6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

### 3 業務分担

(1) 各班の業務分担（例）は次のとおり。

| 班名     | 平常時の活動                                       | 非常時及び災害時の活動                                 |
|--------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 情報班    | ・研修・パンフなどによる啓発<br>・情報収集・伝達の訓練                | ・要配慮者に配慮した災害情報の収集と伝達<br>・災害状況の把握と防災関係機関への連絡 |
| 消火班    | ・家庭での消火方法の周知<br>・防火用水の確保<br>・初期消火の訓練の実施      | ・出火防止の広報<br>・初期消火活動                         |
| 救出・救護班 | ・負傷者の救出・救護に必要な用具の調達、技術の習得<br>・救出・救護訓練の実施     | ・負傷者、障がい者、高齢者等の救出、救護活動                      |
| 避難誘導班  | ・自治会等地元避難場所、避難路の巡回、点検、現状把握<br>・避難訓練の実施       | ・避難路、避難場所の安全確保<br>・避難誘導及び人員点呼、掌握            |
| 給食・給水班 | ・非常持ち出し品の広報<br>・炊飯、給水用具などの計画、管理、必要物資の斡旋方法と検討 | ・非常持ち出し品の呼びかけ<br>・炊き出しなどの給食・給水活動            |

(2) 役割分担を決める際に、地域の特性を詳細に把握し、各班の活動量等を検討のうえ、特定の班に過重とならないようにする。また、情報、消火、救助などの技術習得者等の人材の活用並びに地域防災の指導的役割の担い手を育成するなど、組織の強化を図る。

(3) 上記(1)(2)の活動のほか、避難所を開設した際の運営に関して、主体的に役割を担えるよう、組織の強化を図る。

### 4 北海道地域防災マスター及び防災士との連携

自主防災組織の活動を効果的に進めるため、地域に住む地域防災マスターや防災士と日頃から連携を強化するよう努める。

## 第6節 避難体制整備計画

災害から市民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

## 第1 避難誘導体制の構築

- 1 市は、大規模火災、風水害、地震等の災害から、市民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。  
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 2 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるのかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民等が自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- 4 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 5 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。
- 6 学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。
- 7 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。
- 8 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類（地震、洪水、内水氾濫、崖崩れ・土石流・地滑り、大規模な火事）ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

指定緊急避難場所は、最寄りの公園、広場等で原則として給食等を行わず、1人当たりの必要面積は2.0㎡（公園は3.5㎡）を基準として設定する。

また、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- 4 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。
- 5 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示しなければならない。

※資料編「4 防災施設 指定緊急避難場所一覧」参照

### 第3 避難所の確保等

- 1 市は、災害時に被災者を滞在させるため、施設の規模、構造、立地及び交通の状況を勘案し、必要があると認めるときは、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

指定避難所は、容易に給食、物資を搬送できる場所で、原則として、2.0㎡につき1人を基準に50人以上を受入れることができ、災害に対し安全と考えられる建物とする。

なお、新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大のおそれがある場合は、1人当たりの必要面積は国の基準による。

- 2 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
  - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 市は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努める。
  - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所内のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする

者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。

(3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(5) 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

6 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消す。

7 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

※資料編「4 防災施設 指定避難所一覧」参照

## 第4 市における避難計画の策定等

### 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民への周知

市長は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、市民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から市民等への周知に努める。そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

### 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び市民等への周知

市長は、市民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所からの全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

### 3 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福

事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

- (1) 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水、給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料、日用必需品の支給
  - エ 冷暖房及び燃料の確保
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 市民の避難状況の把握
  - ウ 避難した市民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
  - エ 避難した市民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 緊急速報メール等による周知
  - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
  - ウ 避難誘導者による現地広報
  - エ 自主防災組織及び住民組織を通じた広報

#### 4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、個人データの取り扱いには十分留意しながら、被災者台帳を作成し、避難状況を把握する。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

#### 第5 防災上重要な施設の管理

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期する。
  - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
  - (2) 経路
  - (3) 移送の方法
  - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び燃料確保の方法

- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

## 第6 公共用地等の有効活用への配慮

市は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮する。

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）等の安全の確保等に関する計画は、本計画の定めるところによる。

### 第1 安全対策

災害時には、避難行動要支援者が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られる。

このため、市及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）は、避難行動要支援者の安全の確保等を図るため、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

#### 1 江別市の対策

市は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進する。

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

###### ア 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、原則として次のいずれかに該当し、在宅で自力では災害時に避難が困難な者を対象とする。

- (ア) 身体障害者手帳1級又は2級に該当するもの
- (イ) 療育手帳A判定に該当するもの
- (ウ) 要介護3以上に該当するもの
- (エ) その他避難支援を必要とするもの

###### イ 避難支援等関係者

## ウ 避難行動要支援者名簿に記載する情報

避難行動要支援者名簿に記載する情報は、次のとおり。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

## エ 避難行動要支援者情報の収集

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している情報を集約するよう努める。

## オ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

## カ 避難行動要支援者名簿の提供における情報管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 避難行動要支援者名簿は施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく、団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱うものを限定するよう指導する。

## (2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

## ア 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、以下のとおり。

- (ア) 消防機関
- (イ) 警察機関
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 自治会
- (カ) 上記に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

## イ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援の実施にあたり、本人又はその家族などの生命及び身体の安

全確保を最優先とし、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者やその他支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことの周知を図る。

### (3) 個別避難計画の作成

市は、市内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、作成に際しては、避難行動要支援者のうち、ハザードマップで浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する者を優先度が高い者とし、内閣府の取組指針における作成期間等を踏まえて取り組む。

#### ア 個別避難計画に記載する情報

個別避難計画に記載する情報は、避難行動要支援者名簿に記載する情報のほか、次のとおり。

- (ア) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### イ 個別避難計画の作成に必要な情報の収集

市は、必要に応じて、関係機関及び地域の関係者等との連携により、情報把握に努める。

#### ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者名簿の更新内容を反映させるほか、避難行動要支援者や避難支援等関係者などからの申出などにより、適時適切に更新する。

### (4) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

### (5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

### (6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

#### (7) 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力のもとに、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、避難に関する情報及びその伝達方法に関しては、「第5章 第4節 避難対策計画」「第3 避難指示等の発令基準」及び「第4 避難指示等の周知」の定めるところによる。

## 2 社会福祉施設等の対策

#### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

#### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

#### (3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

#### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

## 第2 外国人に対する対策

市は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周

知啓発を図るよう努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

### 第3 避難行動要支援者の避難行動支援

市は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者などに協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

#### 1 避難行動要支援者の安否確認

市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

#### 2 避難行動要支援者への対応

市及び避難支援等関係者は、被災現場で避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

また、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者などから避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

#### 3 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

#### 4 在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を避難支援等関係者との確に把握し、適切な援助活動を行う。

#### 5 応援の要請

市は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

---

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

---

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

### 第1 江別市

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努める。特に、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関との間で運用方法について十分な調整を図る。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。  
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努める。

---

## 第9節 建築物災害予防計画

---

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

### 第1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法（昭和43年法律第100号）では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

### 第2 予防対策

#### 1 江別市

市は、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、準防火地域を定め、地域内の建築物の不燃化対策を講ずる。

#### 2 北海道

- (1) 市町村が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、市町村に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。
- (2) 低層過密の市街地を再開発し、建築物の不燃化、都市空間の確保等により都市防火を図るため、市街地再開発事業を促進する。

なお、この際、市町村等市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

- (3) 本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図る。

### 第3 崖地に近接する建築物の防災対策

- 1 市は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行う。
- 2 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する。また、市及び道は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

---

## 第10節 消防計画

---

火災・水害・暴風・地震等による大規模な災害時における、消防機関の十分な機能を発揮するための組織及び運営等については、別に定める「江別市消防計画」による。

---

## 第11節 水害予防計画

---

河川の洪水その他による水害を警戒、防御し、被害を軽減するための計画は、水防法に基づき別に定める「江別市水防計画」による。

---

## 第12節 風害予防計画

---

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じる。
- 2 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。

家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法については、次のとおり。

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
  - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
  - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
  - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

### 第13節 雪害予防計画

異常降雪により予想される大雪、暴風雪等の災害に対処するための、迅速、的確な除雪の実施、交通の確保等についての必要な事項は、この計画の定めるところによる。

#### 第1 予防対策

除雪路線は、特に交通の確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪作業等を分担実施する。

- 1 国道は、北海道開発局が実施する。
- 2 主要道道及び一般道道は、北海道が実施する。
- 3 市道については、市が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため企業との協定等によりあらかじめ即応体制を整えておく。
- 4 道路除雪にかかる各機関の除雪作業の基準は次のとおり。

| 区分  | おおよその標準（市所管）                     | 除雪目標                                                    |
|-----|----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第1種 | 国道、道道及び主要道との連絡幹線、雪堆積場への運搬路及びバス路線 | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。異常降雪時には、極力2車線を確保する。  |
| 第2種 | 消防活動路、公共施設連絡路、通学路及び市民、車両通行の頻繁な路線 | 2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で退避所を設けることになってもやむを得ないもの。 |
| 第3種 | 第1～2種以外の住居密集地区における生活関連道路         | 1車線幅員で必要な退避所を設けることを原則とするが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないもの。   |

#### 第2 排雪

道路管理者（市長）は、排雪に伴う雪堆積場の設定にあたっては、次の事項に配慮する。

- 1 異常降雪期においては、可能な範囲で既存の雪堆積場の拡張や嵩上げのほか、新規の雪堆積場の確保に努める。
- 2 河川等を利用して雪堆積場を設定する場合は、各河川管理者と十分協議のうえ決定し、投下に際しては流下能力の阻害防止に努めなければならない。

#### 第3 警戒体制

市長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは本部を設置する。

- 1 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- 2 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

#### 第4 各交通機関の措置

雪害により主要交通機関の運行が困難となった場合、各関係機関において次の措置を講ずる。

##### 1 バス

路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報する。

##### 2 鉄道

- (1) 乗客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後のダイヤを勘案し、対応する。
- (2) 食料供給については北海道旅客鉄道株式会社が行うものとし、特別な場合にあっては本部に依頼することができる。
- (3) 乗客に避難収容の必要があるほかは、列車内収容を原則とする。

#### 第5 応急対策

雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は車内の被災者を救出して避難収容する。

---

### 第14節 融雪災害予防計画

---

融雪による河川の増水災害に対処するための予防策は、「本章 第11節 水害予防計画」に定めるほか、本計画の定めるところによる。

#### 第1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪増水の予測に努める。

#### 第2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域等の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、市は各河川管理者と協力し、次により万全の措置を講ずる。

- 1 市は、「江別市水防計画 第5章 第3節」に定める巡視を行う。
- 2 河道内の障害物の除去

市は、捨雪及び結氷等により河道、導入路等が著しく狭められ、災害の発生が予想される箇所について、融雪増水前に河道内の除雪、結氷の破碎及び障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。

##### 3 道路の除雪

市は、積雪、結氷、滞留内水（河川に排水できずに氾濫した水）等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図る。

## 第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 現況

市内における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所数は、次のとおり。

| 土砂災害形態区分 | 警戒区域 指定箇所数 | 特別警戒区域 指定箇所数 |
|----------|------------|--------------|
| 急傾斜地の崩壊  | 7箇所        | 7箇所          |

※資料編「5 災害危険区域関係 土砂災害警戒区域図」参照

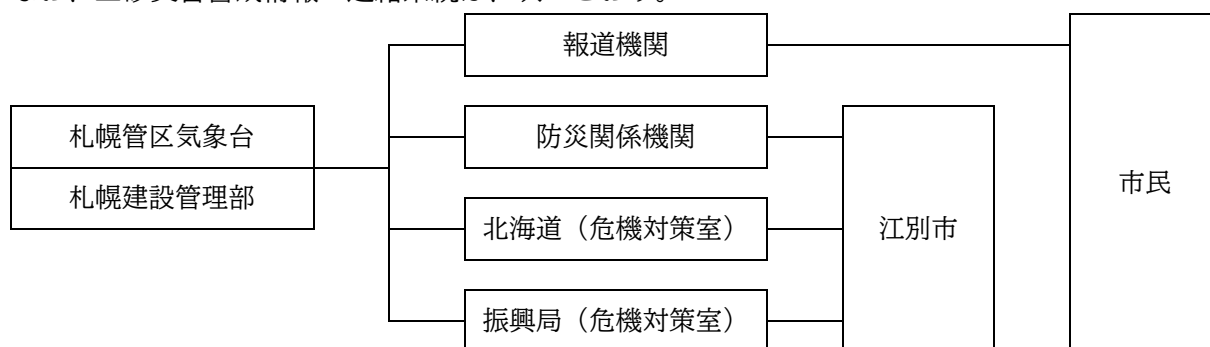
### 第2 予防対策

市は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、道や関係機関と連携し、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第3 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まったときに、市長が防災活動・避難指示等の判断や、市民の自主避難の判断の参考となるよう、道と気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表される。

なお、土砂災害警戒情報の連絡系統は、次のとおり。



### 第4 土砂災害警戒区域等にかかる市の防災対策について

避難指示等の発令に当たって、市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

#### 1 避難指示等の発令の基準

避難指示等は、下表の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。なお、各判断基準のいずれか一つに該当した場合は発令する。

| 区分                 | 判断基準                                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>【警戒レベル3】 | 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合                                                   |
| 避難指示<br>【警戒レベル4】   | ①土砂災害警戒情報が発表された場合<br>②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合<br>③土砂災害の前兆現象（斜面崩壊・斜面のはらみ・擁壁や道路、宅地の亀裂）が確認された場合 |

|                    |                                                                                                              |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急安全確保<br>【警戒レベル5】 | ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合<br>②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合<br>③土砂災害の発生が確認された場合 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 避難情報の伝達方法

市民への避難情報の伝達は、ホームページ、防災情報提供サービス、SNS、広報車の巡回等により行う。

## 3 対象区域及び避難所

対象区域における避難先（避難所）については、以下のとおり。

| 区域                      | 避難所    |
|-------------------------|--------|
| 上江別東町                   | 江別市民会館 |
| 野幌住吉町、元野幌、大麻栄町、大麻中町、文京台 | 大麻体育館  |

## 4 土砂災害警戒区域等の周知

人的被害を防止し、市民等の自主避難を促進するため、ハザードマップを作成し、土砂災害警戒（特別警戒）区域に指定される区域の住民等に配布するとともに、ホームページ等で公表する。

## 5 土砂災害に対する防災意識の向上

自治会と連携を取りながら、土砂災害警戒区域等に指定されている区域の住民等に対して、防災講座や避難訓練等を実施し、土砂災害に対する認識や防災意識の向上に努める。

# 第5 形態別予防計画

## 1 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、市は、住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

# 第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

## 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱（北海道地域防災計画 第4章 第

13節 雪害予防計画)」に基づき、相互に連携協力して実効性のある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

## 第2 避難救出措置等

### 1 江別市

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにする。
- (2) 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整える。

### 2 北海道

- (1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、市と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずる。
- (2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

### 3 北海道警察

- (1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市長が避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、避難を指示して誘導する。
- (2) 災害による被害者の救出、行方不明者の搜索を実施する。

## 第3 交通の確保

### 1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、市、道及び北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### (1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、市道、道道、一般国道及び高速自動車道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

#### (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、地吹雪等による交通障害を予防するため、防雪柵等施設の整備に努める。

## 第4 雪に強いまちづくりの推進

### 1 家屋倒壊の防止

市及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の遵守の指導に努める。

### 2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

市、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

### 3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

市、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

## 第5 寒冷対策の推進

### 1 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

### 2 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄と協定による確保に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

### 3 指定避難所の運営

市は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 4 住宅対策

市及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷地に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

---

## 第17節 複合災害に関する計画

---

市、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### 第1 予防対策

- 1 市、道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、相互の連携強化に努める。
- 2 市、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- 3 市は、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

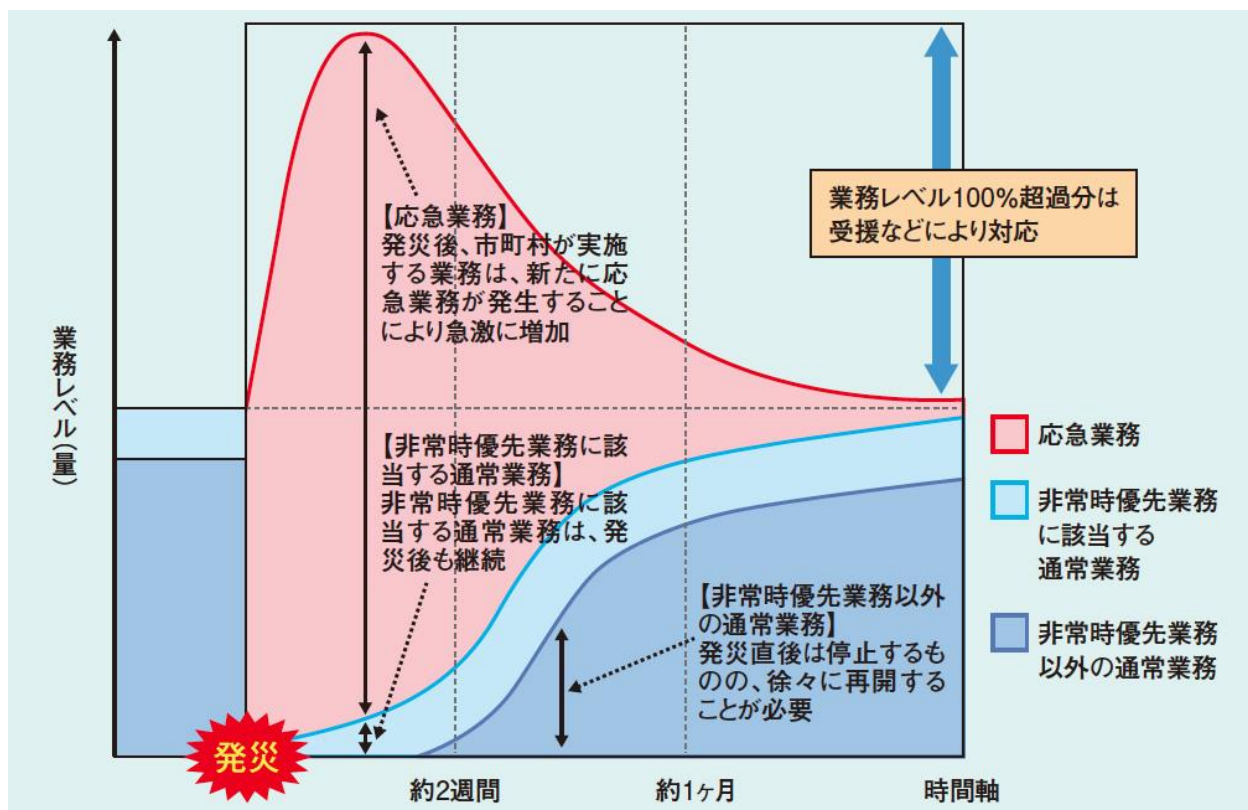
## 第18節 業務継続計画の策定

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努める。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したもの。

発災後に実施する業務の推移



出典：内閣府（防災担当）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」

### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

#### 1 江別市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとと

もに、計画の持続的改善に努める。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

## 2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるとともに、計画の持続的改善に努める。

## 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、災害対策本部機能等の維持に必要な食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の総合的な整備を図る。



## 第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

#### 第1 平時の情報交換及び情報伝達体制の整備

- 1 市は、災害の予測・予知や災害に関する研究を行うため、災害予測に役立つ計測・観測データや危険情報などを関係機関より提供を受け、情報の整理を行う。また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関とともに情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化に努める。
- 2 市は、高齢者、障がい者等の要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備を図る。また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等による多重的な対応も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- 3 市は、災害時における停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための通信手段の多重化・多様化に努める。特に、被災者等への情報伝達手段として、多様な手段の整備に努める。
- 4 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。
- 5 市は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

#### 第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

## 1 江別市の災害情報等収集及び連絡

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を石狩振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。

- (2) 市長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

## 2 災害情報の内容及び通報の時期

- (1) 防災関係機関への通報

ア 災害対策本部を設置したときは、災害対策本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、上記アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて災害対策本部に連絡要員を派遣する。

- (2) 北海道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

- (3) 北海道及び国への通報

ア 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

## 3 被害状況の報告

災害が発生した場合、市長は、道が定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき石狩振興局長に報告する。

ただし、市長は、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官）」に定める「消防庁即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、市長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。確定報告については、応急措置完了後15日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

## 4 情報の分析整理

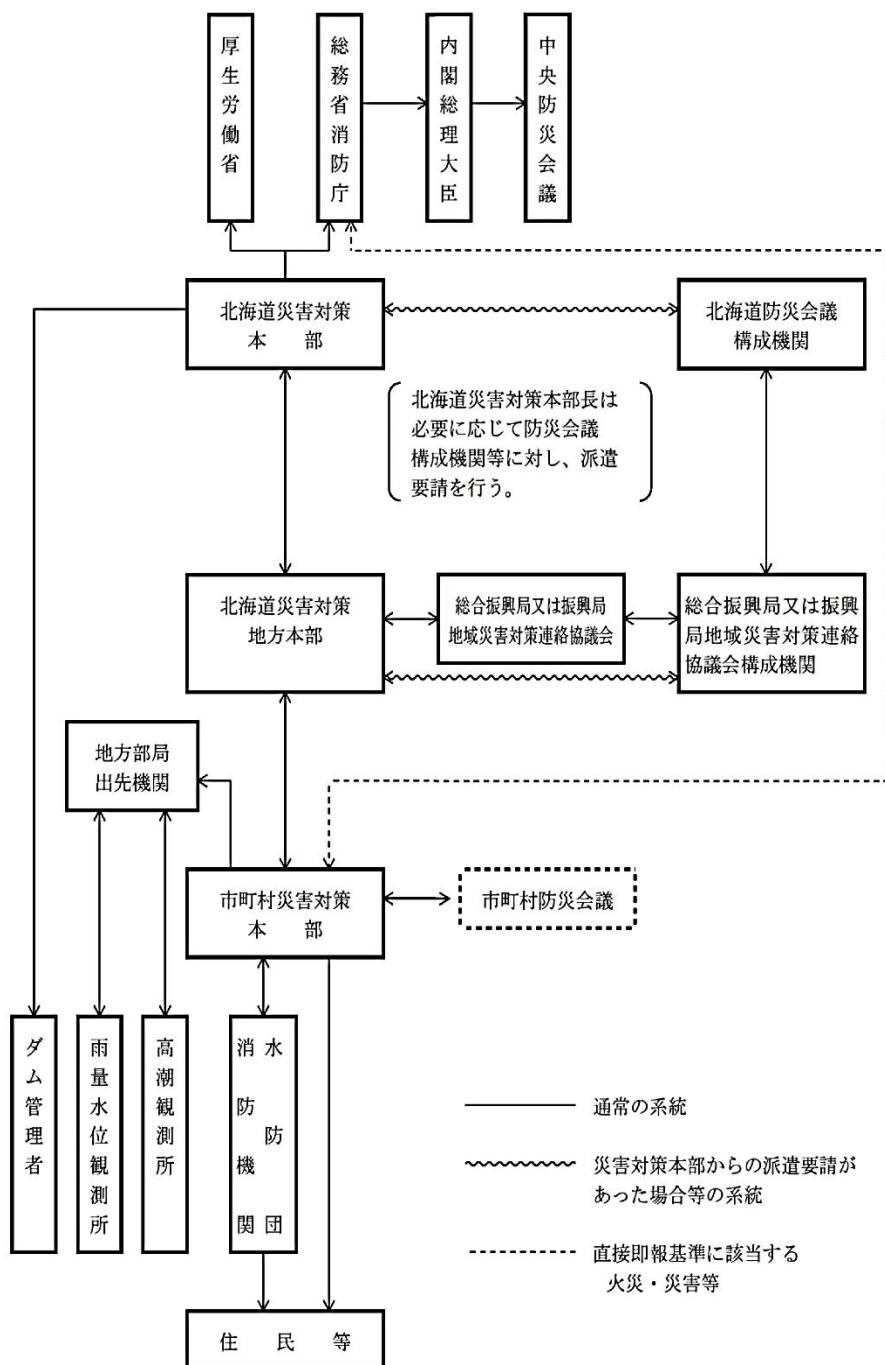
市及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

| 区分<br>回線            | 時間帯      | 平日（9：30～18：15）     | 平日（左記時間帯以外）・休日     |
|---------------------|----------|--------------------|--------------------|
|                     | 報告先      | 消防庁応急対策室           | 消防庁宿直室             |
| N T T回線             | 電話       | 03-5253-7527       | 03-5253-7777       |
|                     | F A X    | 03-5253-7537       | 03-5253-7553       |
| 北海道総合行政<br>情報ネットワーク | 電話(※)    | 6-048-500-90-49013 | 6-048-500-90-49102 |
|                     | F A X(※) | 6-048-500-90-49033 | 6-048-500-90-49036 |

※衛星専用電話機からの発信番号。内線電話機等から発信する場合は、最初に「81」を付して発信。

災害情報等連絡系統図



## 第2節 災害通信計画

災害応急対策等の実施時における通信手段の確保、非常時の通信等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、市は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供する。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備を使用するものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

### 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行う。

#### 1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

#### 2 電報による通信

##### (1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

##### (2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

##### (3) 非常・緊急電報の利用方法

- ① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。
- ② NTTコミュニケーターが出たら
  - ・「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。
  - ・あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。
  - ・届け先、通信文等を申し出る。

##### (4) 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社の契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容                                         | 機関等     |
|-----------------------------------------------|---------|
| 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの | 気象機関相互間 |

|                                                            |                                                                |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項 | (1) 水防機関相互間<br>(2) 消防機関相互間<br>(3) 水防機関と消防機関相互間                 |
| 3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項                                     | (1) 消防機関相互間<br>(2) 災害救助機関相互間<br>(3) 消防機関と災害救助機関相互間             |
| 4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項      | 輸送の確保に直接関係がある機関相互間                                             |
| 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項                       | 通信の確保に直接関係がある機関相互間                                             |
| 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項                    | 電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間                                          |
| 7 秩序の維持のため緊急を要する事項                                         | (1) 警察機関（海上保安機関を含む。以下同様）相互間<br>(2) 防衛機関相互間<br>(3) 警察機関と防衛機関相互間 |
| 8 災害の予防又は救援のため必要な事項                                        | 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間             |

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容                                                                              | 機関等                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 火災、集団的疾病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（アの8項に掲げるものを除く）<br>(2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と非常扱いの電報を取り扱う機関との間        |
| 2 治安の維持のため緊急を要する事項                                                                 | (1) 警察機関相互間<br>(2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間                                             |
| 3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの                                                  | 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間                                                                              |
| 4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項                                              | 病院相互間                                                                                             |
| 5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項                                 | (1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間<br>(2) 預貯金業務を行う金融機関相互間<br>(3) 国又は地方公共団体の機関（アの表、本表1～4(2)に掲げたものを除く）相互間 |

### 3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおり。

#### (1) 消防機関の無線等による通信

消防車両の無線通信を経て行う。

- (2) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信  
北海道防災行政無線をもって情報の収集及び伝達を行う。
- (3) 市の防災無線等による通信  
市が所有する無線を経て行う。

#### 4 通信途絶時等における措置

- (1) 北海道総合通信局の対応  
北海道総合通信局は、市又は防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずる。
  - ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸与
  - イ 無線局の免許等の臨時の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）
- (2) 市又は防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。
  - ア 移動通信機器の借受を希望する場合
    - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
    - (イ) 借受希望機種及び台数
    - (ウ) 使用場所
    - (エ) 引渡場所及び返納場所
    - (オ) 借受希望日及び期間
  - イ 移動電源車の借受を希望する場合
    - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
    - (イ) 台数
    - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
    - (エ) 使用場所
    - (オ) 借受期間
    - (カ) 引渡場所
  - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
    - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
    - (イ) 希望エリア
    - (ウ) 使用目的
    - (エ) 希望する使用開始日時
    - (オ) 引渡場所及び返納場所
    - (カ) 借受希望日及び期間
  - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする場合

(イ) (ア)に係る申請の内容

オ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

(5) その他

1 から 4 までは掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難であるときは、自動車、オートバイ、ボート、徒歩等による連絡員を派遣し、口頭等により連絡するなど臨機の措置を講ずる。

### 第3節 災害広報・情報提供計画

市、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

#### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

市及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする市民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

##### 1 市民に対する広報等の方法

(1) 市及び防災関係機関等は、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行い、誤報等による混乱の防止に万全を期する。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(2) 市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力する。

(3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

(4) (1)のほか、市及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

##### 2 市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする市民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等、指定緊急避難場所・指定避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して主に次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
  - ア 人的被害状況（死者、負傷者、行方不明等）
  - イ 家屋被害状況（倒壊等）
  - ウ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
  - エ 火災状況（発生箇所、延焼状況、避難等）
  - オ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
  - カ 道路、橋梁、架線等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
  - キ その他判明した罹災地区の情報（二次災害の危険性等）
- (4) 救助法適用の有無
- (5) 応急対策の状況
  - ア 避難について（避難指示等の状況、避難所の位置等）
  - イ 医療救護所の開設状況
  - ウ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
  - エ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (6) 災害対策本部の設置又は廃止
- (7) 市民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

### 3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を市民に広報するとともに、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

## 第2 安否情報の提供

### 1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、市又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。
- (2) 安否情報の照会を受けた市又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード・特別永住者証明書等、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照

会者が本人であることを確認する。

- (3) 安否情報の照会を受けた市又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

|   | 照会者と照会に係る被災者との間柄                                         | 照会に係る被災者の安否情報                                              |
|---|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| ア | ・被災者の同居の親族<br>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) | ・被災者の居所<br>・被災者の負傷若しくは疾病の状況<br>・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| イ | ・被災者の親族（アに掲げるものを除く。）<br>・被災者の職場の関係者その他の関係者               | ・被災者の負傷又は疾病の状況                                             |
| ウ | ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者                 | ・被災者について保有している安否情報の有無                                      |

- (4) 市又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

## 2 安否情報を回答するに当たっての市又は道の対応

市及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第3 災害時の氏名等の公表

### 1 江別市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

### 2 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応する。

## 第4節 避難対策計画

災害時において、市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

#### 1 市長（基本法第 60 条、水防法第 29 条）

- (1) 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

- (2) 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに石狩振興局長を通じて知事に報告するとともに、水防管理者として指示を行ったときは江別警察署長にその旨を通知する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

#### 2 知事又はその命を受けた職員（基本法第 60 条、同第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 25 条）

- (1) 知事（石狩振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（石狩振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、指定避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

- (3) 石狩振興局長は、市長から避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力を要請する。

### 3 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条）

- (1) 警察官は、1 の(2)により市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を市長に通知する。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨を報告する。

### 4 自衛隊（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条、基本法第 63・64・65 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条の準用）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第 6 条第 1 項の準用）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第 63 条第 3 項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
- (5) 市民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第 3 項）

## 第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

### 1 連絡

市、道（石狩振興局）、北海道警察（江別警察署）及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

### 2 助言

#### (1) 江別市

市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

#### (2) 国や道の関係機関

市から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行う。

なお、国及び道は、市長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

### 3 協力、援助

#### (1) 北海道警察（江別警察署）

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

### 第3 避難指示等の発令基準

避難指示等は、下表の基準を参考に、今後の気象予測や河川・土砂災害危険箇所の巡視等からの情報を含めて総合的に判断して発令する。なお、各判断基準のいずれか一つに該当した場合は発令する。

| 区分                 | 判断基準                                                                                                                                                |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>【警戒レベル3】 | ①河川が避難判断水位に到達後さらに水位の上昇が見込まれる場合<br>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合                                                    |
| 避難指示<br>【警戒レベル4】   | ①河川が氾濫危険水位に到達後さらに水位の上昇が見込まれる場合<br>②土砂災害警戒情報が発表された場合<br>③土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合<br>④土砂災害の前兆現象（斜面崩壊・斜面のはらみ・擁壁や道路、宅地の亀裂）が確認された場合   |
| 緊急安全確保<br>【警戒レベル5】 | ①氾濫開始相当水位に到達した場合<br>②氾濫発生情報が発表された場合<br>③大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合<br>④土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合<br>⑤土砂災害の発生が確認された場合 |

### 第4 避難指示等の周知

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、市民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

#### 1 指示事項

- (1) 避難指示等の理由及び内容（対象災害が洪水、土砂災害の場合は、警戒レベル）
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

## 2 伝達方法

次のうち、関係する地域の実情を考慮し、多重的に行う。

なお、これらの方法によるいとまがない場合は、消防施設のサイレン等を利用するほか、江別市水防計画第4章に定める水防信号を活用する。

- (1) テレビ、ラジオ、エリアメール等

北海道防災情報システムによるＬアラートを活用する。

- (2) 広報車

市、消防機関及び警察署等の広報車等を利用し、関係地区を巡回する。

- (3) 電話・ＦＡＸ等

自主防災組織及び自治会等へ直接連絡する。

- (4) 防災情報提供サービス

市民が登録した電話、ＦＡＸ又はＥメールへ情報配信するとともに、ホームページやＳＮＳへの掲載と自動音声によるメッセージを確認できるテレホンサービスを行う。

## 3 警戒レベルに対応したとるべき避難行動

| 警戒レベル  | 住民がとるべき行動                                                                                             | 住民に行動を促す情報<br>(避難情報等)    |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 警戒レベル5 | 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。                                                             | 緊急安全確保<br>※必ず発令される情報ではない |
| 警戒レベル4 | 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。                                                                         | 避難指示                     |
| 警戒レベル3 | ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難                   |
| 警戒レベル2 | 災害に備え自らの避難行動を確認する。                                                                                    | 大雨・洪水・注意報等               |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。                                                                                          | 早期注意情報                   |

## 第5 避難方法

### 1 避難誘導

避難誘導は、市職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への退避や、「屋内安全確保」

といった適切な避難行動を市民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、市職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

## 2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両等によって移送する。
- (2) 市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

## 第6 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1 市の対策

「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」「第3 避難行動要支援者の避難行動支援」の定めるところによる。

### 2 道の対策

道は、市町村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市町村において福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

## 第7 避難路及び避難場所等の安全確保

市民等の避難に当たっては、市職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

## 第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れる。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

## 第9 指定緊急避難場所の開設

市は、災害時は、必要に応じ、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

## 第10 指定避難所の開設

- 1 災害時には、本部長は速やかに、被災状況や地域性を考慮し開設する指定避難所を指定するほか、施設管理者に開錠等の連絡を行う。また緊急の場合において、指定避難所の施設管理者は本部長の連絡を待つことなく、自らの判断において、指定避難所を開設できる。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。

また、要配慮者のため、「福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設と調整し、必

要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 市は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや防災情報提供サービス等の多様な手段を活用して周知するように努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 4 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶等による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- 5 市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災情報提供サービス等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有できるよう努める。
- 9 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、本部長が必要と認めるときは延長することができる。
- 10 避難所には、本部長の指名する運営管理者及び補助者を配置して運営管理に当たる。なお、運営管理者及び補助者の適正な配置については、あらかじめ計画、準備しておく。
- 11 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設管理者並びに関係機関と緊密な連絡を保ち避難者の収容に当たるとともに、民間団体や自主防災組織等の協力を得て、その適切な運営管理を行う。

## 第11 指定避難所の運営管理等

- 1 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織、自治会、市内大学及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。  
また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 2 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所運営に関与できるよう

に配慮するよう努める。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運營業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努める。

- 3 市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努める。
- 4 市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努める。
- 5 市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 6 市は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、助言・支援に努める。  
また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 7 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- 8 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- 9 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- 10 市及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等の活用を検討することとし、市内に有効な施設がない場合は、近隣市町村及び道に対し協力を求める。  
特に要配慮者等へは、道が締結している「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境確保に努める。
- 11 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握

に努める。

- 12 市及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 13 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。
- 14 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- 15 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。
- 16 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。
- 17 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
- 18 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 19 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 20 市は、開設した避難所が、各地域の情報及び支援の拠点として役割を担えるよう、運営する。

## 第12 広域避難

### 1 広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができる。

### 2 道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行う。

### 3 道外への広域避難

- (1) 市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求める。
- (2) 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県との協議を行う。
- (3) 道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- (4) 市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他

の市町村に協議することができる。

#### 4 避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 5 関係機関の連携

- (1) 市、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

### 第13 広域一時滞在

#### 1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災市民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内広域一時滞在」という。）の必要がある場合は、市長は、道内の他の市町村長に被災市民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ石狩振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。
- (3) 道内の他の市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、市長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れ、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、当該市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求める。

- (4) 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 市長は、道内広域一時滞在有の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災市民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災市民について道内広域一時滞在有の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに、事務を市長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

#### 2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災市民について、道外における一時的な滞在（以下「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知

- 事」という。) に対し、被災市民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事は、市長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行う。
  - (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。  
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告する。
  - (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災市民への支援に係る機関に通知する。
  - (5) 市長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災市民への支援に係る機関に通知する。
  - (6) 市長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに指定避難所の管理者等の被災市民への支援に係る機関に通知する。
  - (7) 知事は、市長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を協議先知事に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
  - (8) 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災市民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

### 3 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災市民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災市民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

### 4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災市民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市又は道が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに、市長又は知事との事務の引き継ぎが行われる。

---

## 第5節 応急措置実施計画

---

災害時において、市長等が実施する応急措置については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

- 1 市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員
- 2 消防長
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

## 第2 警戒区域の設定

### 1 市長（基本法第 63 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条）

市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### 2 消防吏員又は消防団員（消防法第 28・36 条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

### 3 消防機関に属する者（水防法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### 4 警察官（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条、消防法第 28・36 条、水防法第 21 条）

(1) 警察官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定できるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

(2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助する。

(3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

### 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

## 第3 市の実施する応急措置

1 市長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずる。

### (1) 警戒区域の設定

上記第2のとおり。

(2) 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この場合において、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「基本法施行令」という。）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 応急公用負担に係る手続

市長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知する。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を告示する。

(ア) 名称又は種類

(イ) 形状及び数量

(ウ) 所在した場所

(エ) 処分の期間又は期日

(オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、占有者等に対し、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

ア 市長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示する。（基本法施行令第25・26条）

イ 市長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。（基本法施行令第27条）

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

2 他の市町村長等に対する応援の要求（基本法第67条）

(1) 市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(2) 市長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

### 3 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条）

市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

### 4 市民等に対する緊急従事指示等

(1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）

(2) 市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、市民又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

(3) 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条）

(4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 10）

(5) 市長は、(1)から(4)までにより、市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、これらの原因によって受ける損害を補償する。（基本法第 84 条）

## 第4 北海道の実施する応急措置

### 1 市町村に対する指示（基本法第 72 条）

知事（石狩振興局長）は、市の実施する応急措置をはじめとする災害応急対策が、的確かつ、円滑に行われるようにするため、特に必要と認めるときは、市長に対し応急措置の実施について必要な指示をし、また他の市町村長に応援すべきことを指示することができる。

### 2 市町村の実施する応急措置の代行（基本法第 73 条）

知事（石狩振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施する。

(1) 緊急区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

(2) 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

(4) 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

## 第5 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、「本章 第 3 4 節 災害救助法の適用と実施」の定めるところによる。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1 派遣要請権者

知事（石狩振興局長）

#### 2 要請先

| 指定部隊等の長            | 担当部課             | 所在地                    | 電話                       |
|--------------------|------------------|------------------------|--------------------------|
| 第11旅団長             | 第11高射特科隊<br>訓練班  | 札幌市南区真駒内17<br>（真駒内駐屯地） | 011-581-3191<br>（内線2906） |
| 第11高射特科隊長<br>（先遣隊） | 第11高射特科隊<br>連絡幹部 | 同上                     | 防災無線<br>（市貸与MCA無線機）      |

#### 3 要請手順等

- (1) 市長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、市長は、必要に応じてその旨及び市内の災害状況を要請先である指定部隊等の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請する。

- (3) 市長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要請するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行う。

#### 4 受入体制

市長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

- (1) 自衛隊受入れにおける市担当者

| 担当者（担当部署）            | 連絡先                              |
|----------------------|----------------------------------|
| 総務部調整監付参事（危機対策・防災担当） | 電話：011-381-1407 FAX：011-381-1070 |

## (2) 活動拠点候補地

| 名称                 | 所在地                 | 面積                        |
|--------------------|---------------------|---------------------------|
| 大麻西公園              | 江別市大麻沢町 27・30・31・37 | 62,489 m <sup>2</sup>     |
| 北海道立野幌総合運動公園       | 江別市西野幌 481          | 56,826 m <sup>2</sup>     |
| 旧江別高校グラウンド         | 江別市向ヶ丘 26           | 47,187 m <sup>2</sup>     |
| 飛鳥山公園              | 江別市緑町西 2 丁目 11-1~4  | 99,131 m <sup>2</sup>     |
| 北海道消防学校            | 江別市中央町 16-1         | 12,100 m <sup>2</sup>     |
| 北海道立自然公園野幌森林公園 (※) | 江別市西野幌              | 20,530,000 m <sup>2</sup> |
| 大麻中央公園 (※)         | 江別市大麻宮町 10          | 105,734 m <sup>2</sup>    |

※「北部方面隊保持計画」に位置付けられている候補地

上記以外の場所についても、災害の規模や被害状況等により適切に活用を図る。

## 5 調整

知事（石狩振興局長）は、市の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行う。

## 6 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（市、施設等の管理者等）において負担する。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

## 第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおり。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

## 第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、市長等においても災害情報に

ついて自衛隊に提供する。

#### 第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機等の事故の発生等を探知した場合又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

#### 第5 自衛隊との連携強化

##### 1 連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

##### 2 連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行う。

#### 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3）

---

### 第7節 広域応援・受援計画

---

大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「本章 第4節 避難対策計画 第13 広域一時滞在」による。

## 第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

### 1 江別市

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努める。

#### (1) 応援協定による応援

大規模災害等が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

#### (2) 基本法による応援

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（石狩振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ウ 市長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

### 2 北海道

#### (1) 応援協定による応援要請

北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」並びに「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請する。

#### (2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

なお、市及び道は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

#### (3) 基本法による応援要求

知事（石狩振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、

特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(4) 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

## 第2 消防機関

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長は、知事に対し「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき消防防災ヘリコプターを要請する。

- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入態勢を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」及び「北海道緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

## 第3 活動拠点候補地

各機関による応援・受援活動の拠点候補地は、「本章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 第

- 1 4 受入体制」に記載の活動拠点候補地と同様とする。なお、これ以外の場所についても、災害の規模や被害状況等により適切に活用を図る。

---

## 第8節 ヘリコプター等活用計画

---

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

江別市において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策が必要となった場合は、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等の応援を要請、活用する。

### 第2 ヘリコプター等の活動内容

#### 1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### 2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

#### 3 火災防御活動

- (1) 空中消火

(2) 消火資機材、人員等の搬送

#### 4 その他

(1) ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

#### 1 北海道

北海道災害対策本部等の指示、または市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「本章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

#### 2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

#### 3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

#### 4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

### 第4 市の対応等

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

#### 1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、「本章 第14節 輸送計画 第2 輸送の方法」に記載のヘリコプター離着陸指定地点（ヘリポート）と同様とする。

#### 2 安全対策

ヘリコプターの離発着時に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

---

## 第9節 救助救出計画

---

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

## 第1 実施責任

### 1 江別市

市（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体の危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

### 2 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討する。

## 第2 救助救出活動

### 1 被災地域における救助救出活動

(1) 市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び市民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(2) 警察官は、市などの災害救助の責任を有する機関に協力して被災者の救出、負傷者及び疾病にかかったものの応急的救護並びに遺体の検分に努めるとともに、状況により市の行う災害活動に協力する。

(3) 警察官は、災害が発生し必要と認められる場合は、災害現場にある消防機関と協力して、危険の監視及び警らを行い、また行方不明者等の発見、救出にあたる。

### 2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するために必要と認められる場合は、「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

---

## 第10節 医療救護計画

---

災害のため、地域医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

## 第1 医療情報の収集・伝達

- 1 市は災害発生後、直ちに被害状況の把握に努め、必要な医療情報を収集する。
- 2 市は、地域住民に対する相談窓口の設置に努める。
- 3 市は、収集した医療機関の被害状況等を関係機関へ伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて市民に広報する。

## 第2 初動医療体制

- 1 市は、災害程度により医療救護活動が必要と認めたときは、自ら応急医療チームを編成し、市が適時適切な場所に設置する応急救護所において医療救護活動を実施する。
- 2 応急医療チームは、医師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 応急救護所は江別市立病院とするが、災害の状況等により学校、体育館等の公共施設を使用する。

## 第3 派遣医療チームとの協力体制

### 1 協力要請

- (1) 市は、災害急性期の災害程度により、市で行う医療救護活動の能力を超える傷病者が発生したと判断した場合には、一般社団法人江別医師会（以下、「江別医師会」という。）と協議及び調整し、北海道石狩振興局を通じて、専門的な派遣医療チームの派遣を要請する。
- (2) 市は、江別医師会との情報共有体制を整え、要請の際は派遣医療チームが必要とする情報（派遣先の状況、傷病者数、傷病程度等）を取りまとめ、要請先に事前報告する。
- (3) 派遣医療チームの輸送は市が行うものとし、道路等の通行障害や緊急を要する場合には、ヘリコプター等の派遣を要請し搬送する。
- (4) 市は、派遣医療チームが到着した時点で、市内各医療機関による通常診療の再開を目指すとともに、同チームに医療救護体制のコーディネートの協力を要請する。

### 2 受援体制

- (1) 市は、江別医師会等と連携し、状況に応じて派遣医療チームに対する受援体制を整える。
- (2) 市は、状況に応じて派遣医療チームが派遣される病院等を選定する。

## 第4 傷病者等の搬送体制

- 1 傷病者等の応急救護所等への搬送は、原則として市消防本部が実施する。  
ただし、市消防本部の救急車両が確保できないときは、市が確保した車両により搬送する。
- 2 道路状況や緊急を要する場合、また市外地域へ搬送する場合は、ヘリコプター等の派遣を要請し搬送する。

## 第5 医薬品等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材について、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保を要請する。

## 第6 医療の復旧

市は、地域医療機関における通常診療の再開を目指し、関係機関等の協力を得て早期復旧に努める。

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

市及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

#### 1 江別市

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 市を管轄する北海道石狩振興局保健環境部保健行政室（北海道江別保健所。以下「保健所」という。）の指導のもと指定避難所等において市民に対する保健指導等を実施する。

#### 2 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症法に基づく防疫措置を実施する。
- (2) 市が実施する防疫に関する業務を指導、支援し、かつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努める。

### 第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、市長及び知事は、次の班等を編成しておく。

#### 1 防疫班の編成

- (1) 市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

#### 2 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成する。
- (2) 検病調査班は、医師1名、保健師1名（又は看護師）その他職員1名をもって編成する。

### 第3 感染症の予防

#### 1 被災施設等の消毒及び方法（防疫班が実施）

- (1) 浸水家屋、下水側溝その他不潔な場所の消毒。
- (2) 避難所のトイレ、その他不潔な場所の消毒。
- (3) 感染症の病原体に汚染された場所や物件があったときは、保健所の指導のもと速やかに消毒を実施する。
- (4) 状況に応じ、ネズミ、昆虫等の駆除について地域及び期間を定めて実施する。

#### 2 家屋等の消毒及び方法（各家庭への指導）

- (1) 汚染された台所、炊事場などを中心に、クレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。なお、石灰は無料配布とする。
- (2) トイレは、石炭酸水等をもって拭浄するか散布し、便槽は苛性石灰末等を投入して十分かくはんし、できれば1週間以上放置した後、処理する。

### 3 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域等感染症の発生が予想される危険地域については、保健所等の協力により検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずる。

### 4 臨時予防接種

災害の状況により、被災地域における感染症の発生を予防するため、必要に応じ保健所等の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行う。

## 第4 患者等に対する措置

感染症患者等が発生したときは、その入院又は移送に関して保健所等と協力し必要な措置を講ずる。

## 第5 指定避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施する。

### 1 健康調査等

指定避難所等の管理者、市内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所の指導のもと、指定避難所等へ清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

### 4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

## 第6 家畜防疫

被災地における家畜については、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、集団的に感染症が発生するおそれがあるため、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施する。

## 第7 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒機等の防疫用資機材が不足した場合は、保健所又は隣接市町村等より借用調達する。

---

## 第12節 災害警備計画

---

市民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察（札幌方面江別警察署）が実施する警戒、警備については、道が定める北海道地域防災計画「第5章 第12節 災害警備計画」による。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

### 第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

#### 1 江別市（消防機関）

- (1) 市が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 3 東京航空局道内各空港事務所、空港運営権者

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止、又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

#### 4 北海道開発局

国道及び高速道路(直轄区間)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努め、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

#### 5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努め、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

#### 6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

#### 7 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

#### 8 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、道と締結している「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

### 第2 道路の交通規制

#### 1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

#### 2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

### 3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

### 第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

#### 1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

#### 2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（石狩振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（石狩振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

市、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極

的に行うなど、その普及を図る。

### 3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

#### (1) 確認手続

ア 北海道公安委員会は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行う。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

#### イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

#### ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

#### (2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理する。

(ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

#### イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図る。

### 4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

## 第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおり。

### 1 計画内容

#### (1) 対象地域

道内全域

#### (2) 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

### 2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

#### ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路(道路延長7,245 km)

#### イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路(道路延長3,831 km)

#### ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路(道路延長295 km)

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、市民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市、道及び国は緊急輸送が迅速に実施されるよう、あらかじめ、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、市及び道は、災害時に物資の輸

送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

## 第1 実施責任

### 1 江別市

災害時輸送は、市長が防災関係機関の協力を得て行う。

### 2 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾運送の調整及び確保を図る。

### 3 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

### 4 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

### 5 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

### 6 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、北海道運輸局、道内各空港事務所又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

### 7 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待つとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 8 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速、かつ積極的に実施する。

## 第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

### 1 江別市

#### (1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合は、第一義的には災害対策本部が所有している車両により輸送する。なお、不足の場合は他の関係機関又は「災害時における物資輸送の協力に関する協定」に基づき、民間輸送業者等の車両を借り上げる。

#### (2) 鉄道輸送

#### (3) 空中輸送

交通が途絶し、かつ避難者の救出等緊急に輸送が必要なときは、市長は知事に対し航空機（ヘリコプター）の派遣を要請する。なお、物資搬送等の指定地点は以下のとおりとする。

ア ヘリコプター離着陸指定地点（ヘリポート）

（ア）旧道立江別高等学校跡地

（イ）旧市立江別小学校グラウンド

- (ウ) 市立豊幌小学校グラウンド
- (エ) 市立北光小学校グラウンド
- (オ) 市立大麻中学校グラウンド
- (カ) 道立野幌総合運動公園（陸上競技場）
- (キ) 北海道消防学校グラウンド

#### イ 物資投下指定地点

避難所として指定する各小・中学校グラウンド等とし、必要に応じその都度定める。

#### (4) 人力輸送

災害の状況により車両等による輸送が困難な場合は、「本章 第3 2節 労務供給計画」の定めるところにより、人力による輸送を行う。

#### (5) 車両用燃料の調達

車両用燃料の調達先は、江別石油事業協同組合（錦町 7-2、TEL：385-1641）とするが、調達が困難な場合は、道及び関係機関に要請して燃料の確保に努める。

### 2 北海道運輸局

災害応急対策実施責任者からの要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合又は著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、運送を命じる等必要な措置を講ずる。

### 3 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者又は船舶事業者に対し、運送を命じるための必要な措置を講ずる。

### 4 運送事業者等

鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力する。

### 5 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

## 第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次による。

### 1 国又は道の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時輸送

国の機関が行う災害時輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

### 2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、市長からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時輸送を要請した市長が支払う。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

## 第4 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送。
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送。
- 3 被災者救出のため必要な人員、資機材等の輸送。
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送。
- 5 救援物資等の輸送。
- 6 その他災害対策本部が行う緊急を要する輸送。

## 第5 物資拠点

道路の交通混乱を避け、避難所等への救援物資を配送するための市の物資拠点は、次のとおり。

| 名称      | 所在地         | 連絡先                              |
|---------|-------------|----------------------------------|
| 北海道消防学校 | 江別市中央町 16-1 | 電話：011-382-4161 FAX：011-382-4162 |
| 江別市民体育館 | 江別市野幌町 9    | 電話：011-384-5001 FAX：011-385-7192 |

## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 江別市

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

#### 2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

#### 3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第2 食料供給の対象者

- 1 避難所等に避難している者
- 2 住家が被災して炊事ができない者
- 3 災害応急対策に従事している者

### 第3 食料の供給

#### 1 江別市

市は、「災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定」等の締結業者から調達するが、調達が困難な場合、市長は、その確保について石狩振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、総合振興局長若しくは振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

#### 2 北海道

知事は、市長から要請があったとき、又はその事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待つ

とまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、市に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、市への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章Ⅰ第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

### 3 北海道農政事務所

道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

## 第4 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「本章 第14節 輸送計画」及び「本章 第32節 労務供給計画」により措置する。

---

## 第16節 給水計画

---

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給に関する計画は、本計画の定めるところによる。

なお、給水施設等の応急復旧に関する計画は、「本章 第21節 上下水道施設対策計画」に定めるところによる。

## 第1 実施責任

### 1 江別市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

#### (1) 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を「最低3日間、推奨1週間」分、個人において準備しておくよう、市民に広報していく。

#### (2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

#### (3) 給水資機材の確保

市は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたる。

### 2 北海道

市の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を

得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

## 第2 給水の実施

### 1 給水の方法

#### (1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車(給水タンク車・散水車・消防タンク車等)により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。

この場合、給水車の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

#### (2) 緊急貯水槽による給水

公園や学校等の敷地内に設置した緊急貯水槽から、住民に給水する。

#### (3) 災害時協力井戸による給水

市は事前に、市内の井戸所有者に対して協力を呼び掛け、災害時協力井戸の登録を促すとともに、断水等により応急給水の必要が生じたときは、登録者に要請し飲料水以外の生活用水として、住民に給水する。

### 2 給水量

1人1日当たり概ね3ℓとする。

### 3 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

---

## 第17節 衣料、生活必需物資供給計画

---

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 江別市

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市長が行う。

##### (1) 物資の調達、輸送

ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。

イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めておくよう努める。

#### 2 北海道

知事は、災害時における災害救助用物資について、市長の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

なお、市における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

市長に物資を配分調達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

## 第2 物資供給の範囲

被災者の生活を確保するため、災害応急対策実施者が実施する物資供給の範囲は、次のとおり。

- 1 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- 5 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ロウソク等）

## 第3 実施の方法

市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与する。

## 第4 生活必需物資の確保

災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図り、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

## 第5 日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄

- 1 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおり。
  - (1) 毛布
  - (2) 緊急セット
  - (3) 拠点用日用品セット
  - (4) 安眠セット
- 2 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄する。

---

## 第18節 石油類燃料供給計画

---

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

## 第1 実施責任

### 1 江別市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努める。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
- (2) 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定める。
- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (4) L P Gについては、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。また、都市ガスの供給が停止された場合は、L P Gの供給を確保する必要があるもので取扱い等については弾力的な運用を図る。

### 2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリンの確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設の管理者又は市長からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

## 第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。

---

## 第19節 電力施設災害応急計画

---

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 電力施設の状況

1 本市に該当する北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおり。

- (1) 変電設備
- (2) 送電設備
- (3) 配電設備
- (4) 通信設備

### 第2 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、次の対策を講ずる。

#### 1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずる。

- (1) 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備する。

(2) 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、市及び道に連絡する。

(3) 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

(4) 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図る。

(5) 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は要員を融通する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が市長を経て知事（石狩振興局長）に要請する。

(6) 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図る。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求める。

(7) 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次被害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

## 第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 市内のガス会社の名称、所在地、供給区域

| ガス会社名       | 所在地           | 供給区域   |
|-------------|---------------|--------|
| 旭川ガス(株)江別支社 | 江別市野幌末広町38番地2 | 江別市の一部 |

### 第2 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずる。

#### 1 非常災害の事前対策

##### (1) 情報連絡

- ア 気象等特別警報・警報・注意報及び情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
  - イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。
- (2) 各設備の予防強化
- ア 業務設備
    - ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておく。
      - (ア) 要員の確保
      - (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
      - (ウ) 非常持出品の搬出整備
      - (エ) 建物の補強
      - (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
      - (カ) 排水設備の点検整備
  - イ 製造設備、供給設備
    - 製造部門と供給部門が他の応援を得て行うこととし、下記の事項についてはあらかじめ措置を講じておく。
      - (ア) 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。
      - (イ) 配管等の設備において工事実施中あるいは仮工事のものは補強又は応急処置を講じ、又道路掘削場所については速やかに復旧して交通に支障をきたさないよう措置する。
      - (ウ) 電気設備、電話線等の保守
      - (エ) その他設備毎に対策をたて強化を図る。
- (3) 人員の動員連絡の徹底
- ア 保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。
  - イ 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
  - ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとる。
- (4) 工具、機動力、資材等の整備確認
- あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。
- (5) 宿舎、衛生、食料等について
- 宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保する。
- (6) 広報
- 災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。
- (7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

#### (8) 火災、中毒事故防止対策

下記の事項について広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他の適切な方法により、市民等に対する啓発宣伝を行い、事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターガス栓の閉止をする。

### 2 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏洩及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努める。

### 3 復旧作業に要する活動場所

大規模災害が発生した場合、ガス事業者から復旧作業に必要な活動場所の要請があったときは、「江別市セラミックアートセンター（江別市西野幌 114-5）」施設内及び駐車場を提供する。

## 第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 上水道

#### 1 非常配備体制

##### (1) 災害対策部の設置

災害、又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生、又は発生が予想される場合、「水道部災害対策部」を設置する。

##### (2) 動員体制の確立

災害対策部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、別に定める非常配備体制を発令する。なお、現場に向かう職員の安全対策に十分に留意するとともに、必要な装備を義務付けさせることとする。

#### 2 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

##### (1) 復旧対策基本方針

取水、導水、浄水、送水及び配水施設の機能の回復を図るため、これら水道施設と合わせ配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

## (2) 復旧対策内容

ア 浄水場・配水池及びポンプ場の復旧は、被害箇所発見のための点検、受変電設備の復旧、ポンプまわり配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

イ 配水管・給水管の被害箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

### (ア) 復旧作業

復旧作業は、江別管工事業協同組合に出動要請をし、水道工事指定業者の協力を得て行う。

### (イ) 資機材

復旧に要する資機材は、原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては、水道部緊急用備蓄資材を使用する。

### (ウ) 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合については、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況把握に努め被害の拡大を防止する。

## (3) 配水調整

被害を受けていない配水管を最大限利用し、配水ブロックの構築に努め、断水区域をできる限り縮小する。

## (4) 応急給水

施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行うほか、「本章 第16節 給水計画」の定めるところによる。

## (5) 支援要請

被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

## 3 広報

市は、水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布等により対応する。

## 4 応急給水施設整備計画

### (1) 緊急貯水槽の設置

災害避難時の応急対策としては、何よりも飲料水を確保し、給水することが極めて重要かつ緊急な業務である。飲料水の確保に当たり、現在の給水計画による給水タンク車等の運搬給水だけでは、十分な対応が困難であるため、防火水槽としての機能も備えた常設の貯水槽を設置する。

### (2) 緊急遮断弁の設置

大麻高区配水池等の配水拠点に地震や過流量で、自動的に作動する緊急遮断弁を設置し、災害時の飲料水等を確保する。

## 第2 下水道

### 1 非常配備体制

#### (1) 災害対策部の設置

災害、又は施設の異常等により下水道施設に被害が発生し、排水処理に関し市民生活等に大きな影響を及ぼすような事態が発生、又は発生が予想される場合、「水道部災害対策部」を設置する。

#### (2) 動員体制の確立

災害対策部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、別に定める非常配備体制を発令する。なお、現場に向かう職員の安全対策に十分に留意するとともに、必要な装備を義務付けさせることとする。

## 2 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、市は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

### (1) 被害調査

排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠にあっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室等の施設、また浄化センターの各施設について調査を速やかに行う。

### (2) 復旧対策内容

ア 管渠破壊箇所については、水のあふれによる道路陥没、マンホール蓋の浮上による交通危険箇所をバリケードで囲むとともに、保安灯を設置し二次災害を防止する。

イ 排水不能箇所の復旧は、ポンプや仮水路等で応急措置を講じ、管渠復旧を実施する。

ウ 浄化センター・ポンプ場における受変電施設、処理施設関係の被害箇所について早期復旧に万全を期する。

災害対策部が設置された場合、速やかな応急対策を実施するため、別に定める非常配備体制を発令する。

### (3) 支援要請

被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

## 3 広報

市は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布等により対応する。

---

## 第22節 応急土木対策計画

---

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

#### 1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 地滑り
- (4) 崖崩れ

(5) 落雷

## 2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤の埋塞
- (7) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 溜池等えん堤の流出及び決壊
- (9) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

## 第2 応急土木復旧対策

### 1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

### 2 応急措置及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

#### (1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておく。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期する。

(2) 応急措置の実施所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は市民の生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は市、道、関係機関、自衛隊等の協力を求める。

#### (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

### 3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなど連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確かつ円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第23節 被災宅地安全対策計画

市において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定士（以下、「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下、「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

### 第1 危険度判定の実施

#### 1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

#### 2 危険度判定の支援

市長は、北海道知事に対し、必要に応じ判定士の派遣等を要請する。

知事は、市長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

| 区分    | 表示方法         |
|-------|--------------|
| 危険宅地  | 赤のステッカーを表示する |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する |
| 調査済宅地 | 青のステッカーを表示する |

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに市民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 第2 事前準備

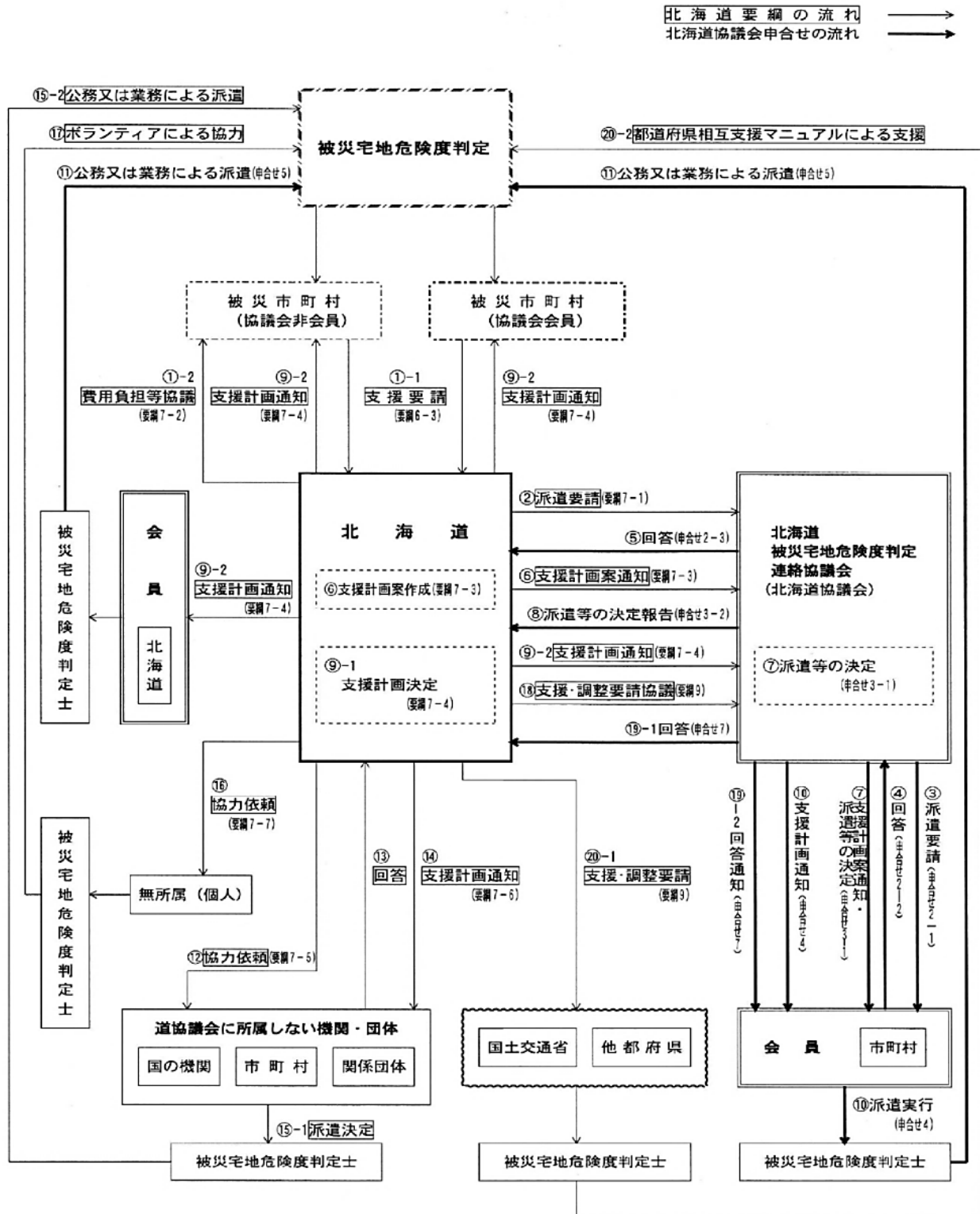
市及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 市と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は市及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を

行う。

4 市は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



## 第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 江別市

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

#### 2 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

### 第2 実施の方法

#### 1 避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

#### 2 公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### 3 応急仮設住宅

##### (1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選考については、市が行う。

##### (3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

##### (4) 建設型応急住宅の建設用地

市及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握しておく。

##### (5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は市からの要請に基づき設置戸数を決定する。

##### (6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

- イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了又は借上げに係る契約を締結した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、政令で指定された災害に係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

- ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### (7) 着工時期

救助法が適用された場合は、原則として災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずる。

#### (8) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長が受任する。

#### (9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 4 平常時の規制の適用除外措置

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により指定避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、指定避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

### 5 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

- ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

#### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

#### (3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 6 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させる。

- ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- イ 火災による場合
  - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
  - (イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
- (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理する。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行う。
- (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準による。

  - ア 入居者資格
    - (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
    - (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
    - (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
  - イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。
  - ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。
  - エ 国庫補助
    - (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の3分の2。ただし、激甚災害の場合は4分の3。
    - (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の5分の2。

### 第3 資材等の斡旋、調達

- 1 市長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼する。
- 2 道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。

### 第4 住宅の応急復旧活動

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

---

## 第25節 障害物除去計画

---

地震、水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、

本計画の定めるところによる。

## 第1 実施責任

### 1 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図る。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行う。

### 2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行う。

## 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、市民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 市民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

## 第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限る。

## 第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積する。
- 2 市、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮する。

## 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

---

## 第26節 文教対策計画

---

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第1 実施責任

### 1 学校管理者等

- (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

## (2) 児童生徒等の安全確保

### ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動がとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

### イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

## (3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

## 2 江別市・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市長が知事の委任により実施する。

## 第2 応急対象実施計画

### 1 施設の確保と復旧対策

#### (1) 応急復旧

被害程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

#### (2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

#### (3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

#### (4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討する。

## 2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校

の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ 学校に指定避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をする。

### 3 教職員の確保

江別市教育委員会及び北海道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

### 4 授業料の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会（私立高等学校にあっては北海道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずる。

(1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免

(2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

### 5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努める。

### 6 衛生管理対策

学校が避難所として利用される場合は、次の点に留意をして保健管理をする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期する。

(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶する。

(3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施する。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施する。

## 第3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和50年条例第38号）及び江別市文化財保護条例（昭和44年条例第20号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、江別市教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努める。

## 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

## 第1 実施責任

### 1 市長

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

### 2 警察官

## 第2 実施の方法

### 1 行方不明者の搜索

#### (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

#### (2) 搜索の実施

市長が、消防機関、警察官等に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

### 2 遺体の処理

#### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

#### (2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（市）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官）

#### (3) 安置場所の確保

市は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努める。

### 3 遺体の埋葬

#### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

#### (2) 埋葬の方法

ア 市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

### 4 広域火葬の調整等

市は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、市の応援要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

## 5 平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

---

## 第28節 家庭動物対策計画

---

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

#### 1 江別市

被災地における逸走犬等の管理を行う。

#### 2 北海道

- (1) 石狩振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。
- (2) 道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

### 第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- 2 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

### 第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

---

## 第29節 応急飼料計画

---

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第1 実施責任

- 1 市長
- 2 家畜所有者

## 第2 実施方法

市長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急措置に努めるが、さらに不足する場合は、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって石狩振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請する。

### 1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

### 2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 飼育希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第3 家畜類の避難

### 1 実施方法

家畜類の避難活動は、市が行う避難指示等を勘案しながら各自において自発的かつ集団的に行う。

### 2 家畜避難所

※資料編「4 防災施設 家畜避難所一覧」参照

---

## 第30節 廃棄物等処理計画

---

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「江別市災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行う。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「本章 第25節 障害物除去計画」による。

## 第1 実施責任

### 1 江別市

- (1) 災害廃棄物の処理は、市が行う。なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うこととするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには、市が実施する。

### 2 北海道

- (1) 石狩振興局長は、市が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行う。
- (2) 道は、被災地の市長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。

## 第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施する。

### 1 廃棄物の収集、運搬及び処理の基準

別に定める「江別市災害廃棄物処理計画」による。

### 2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、石狩振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができる。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないものについては、石狩振興局保健環境部保健行政室長（北海道江別保健所長）の指導を受け臨機の措置を講ずる。
- (3) (1)及び(2)において埋却する場合にあっては1 m以上覆土する。

---

## 第3 1 節 災害ボランティアとの連携計画

---

災害時における江別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については、「江別市災害ボランティアセンター運営マニュアル」による。

### 第1 ボランティア団体・NPO等の協力

市、道及び防災関係機関等は、江別市社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

### 第2 ボランティアの受入れ

市、道、江別市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努め

る。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

### 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおり。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助業務
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策の事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティアコーディネート

### 第4 ボランティア活動の環境整備

市、道及び江別市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する市民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び江別市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平時からその環境整備に努めるため「ボランティア等連絡会議」を設置する。なお、構成団体は別に定める。

### 第5 江別市災害ボランティアセンター

災害発生後には、市内外から各種団体、個人などから支援ボランティアの申入れが予想され、これらを効果的に活用することが、被災者等の負担を軽減するとともに、早期の復旧につながる。

その具体的な活用方策については、次のとおりとする。

#### 1 設置

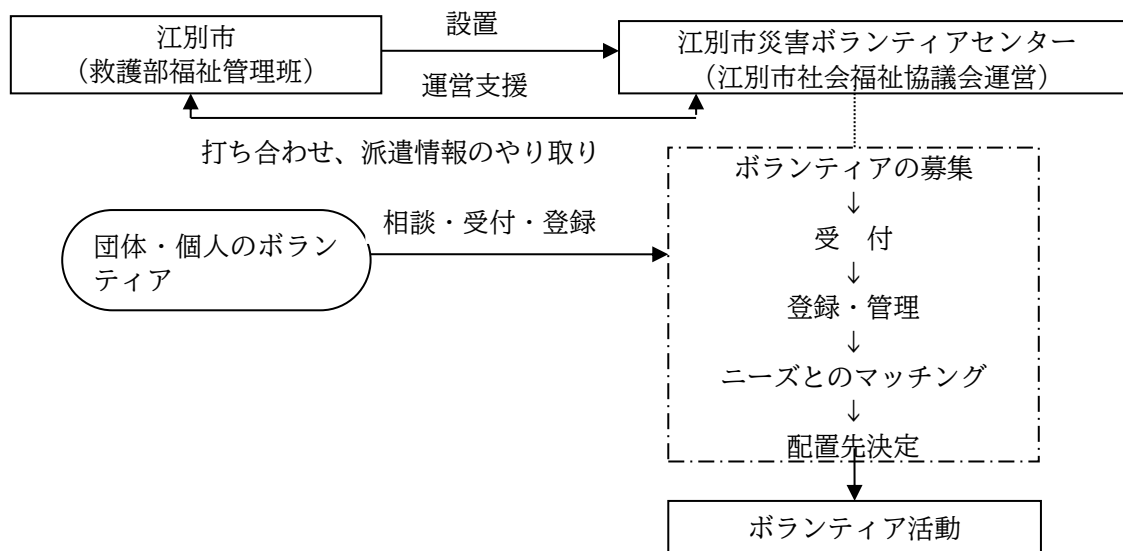
市は、災害の規模、被害状況等を勘案するとともに、江別市社会福祉協議会と協議を行ったうえ必要と判断した場合に設置する。

## 2 運営主体

市との連携及び江別市ボランティア団体連絡会等の協力のもと、江別市社会福祉協議会が運営する。その際の運営本部は江別市総合社会福祉センター内（江別市錦町 14-87）とする。

なお、設置・運営の詳細は「江別市災害ボランティアセンター設置運営要綱」及び「江別市災害ボランティアセンター運営マニュアル」による。

江別市災害ボランティアセンター設置・運営図



## 第32節 労務供給計画

市及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図る。

### 第1 供給方法

- 1 市長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、札幌東公共職業安定所江別出張所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにする。
  - (1) 職業別、所要労働者数
  - (2) 作業場所及び作業内容
  - (3) 期間及び賃金等の労働条件
  - (4) 宿泊施設等の状況
  - (5) その他必要な事項
- 3 札幌東公共職業安定所江別出張所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介する。
- 4 労務員を必要とする範囲は次のとおり。

- (1) 被災者の避難のために必要なとき
  - (2) 医療及び助産の移送のために必要なとき
  - (3) 被災者の救出のため機械器具の運搬、捜査に必要なとき
  - (4) 飲料水供給のために必要なとき
  - (5) 救援物資の支給のために必要なとき
  - (6) 遺体の捜索、処理のために必要なとき
  - (7) その他応急対策のために必要なとき
- 5 災害対策本部の各部長は、労務員を必要とするときは、次の事項を明らかにして総括部長に要請する。
- (1) 労務要員を必要とする理由
  - (2) 作業の内容
  - (3) 従事する場所及び期間
  - (4) 所要人数
  - (5) その他参考事項

## 第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担する。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努める。

## 第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により市長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

### 第1 要請権者

- 1 市長又は市の委員会若しくは委員（以下本節において「市長等」という。）  
市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長にあらかじめ協議しなければならない。

### 第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行う。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもつ

て行う。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含む。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

### 第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用がある。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第 32 条第 2 項及び基本法施行令第 18 条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第 252 条の 17 の規定による。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定する。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用する。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

参考 昭和 37 年自治省告示第 118 号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第 19 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

| 派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する機関 | 公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき） | その他の施設（一日につき） |
|---------------------------|------------------------|---------------|
| 30 日以内の期間                 | 3,970 円                | 6,620 円       |
| 30 日を超え 60 日以内の期間         | 3,970 円                | 5,870 円       |
| 60 日を超える期間                | 3,970 円                | 5,140 円       |

## 第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（石狩振興局長）が行う。

ただし、市長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。

### 第2 救助法の適用基準

#### 1 災害が発生した場合

救助法による救助は、市において次に掲げる程度の災害が発生した場合、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

## 2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、告示した所管区域内に市が該当する場合で、現に救助を必要とするものに対して行う。

| 適用基準 | 被害区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 市町村単独の場合 | 相当広範囲な場合<br>(全道2,500世帯以上) | 被害が全道にわたり、<br>12,000世帯以上の住<br>家が滅失した場合        |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------|-----------------------------------------------|
|      | 市町村の人口                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 住家滅失世帯数  | 市域の<br>住家滅失世帯数            |                                               |
|      | 【江別市】<br>100,000人以上<br>300,000人未満                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 100      | 50                        | 市町村の被害状況が<br>特に救助を必要とす<br>る状態にあると認め<br>られたとき。 |
| 適用   | <p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失：全壊、全焼、流失<br/>住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</li> <li>・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算<br/>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</li> <li>・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算<br/>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</li> </ul> <p>2 世帯の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</li> <li>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</li> </ol> |          |                           |                                               |

## 第3 救助法の適用手続き

### 1 江別市

- (1) 市長は、市における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を石狩振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに石狩振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

### 2 北海道

石狩振興局長は、市長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、石狩振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、石狩振興局長を経由して、市に通知する。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

## 第4 救助の実施と種類

### 1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した市に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施する。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

| 救助の種類                    | 主な対象者                                                                                                       | 実施者区分                                   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 避難所の設置<br>(供与)           | ・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者<br>・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者                                   | 市・日赤道支部<br>市                            |
| 応急仮設住宅の<br>供与            | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。                                                          | 対象者、対象箇所の<br>選定：市<br>設置：道（但し、委任されたときは市） |
| 炊き出しその他<br>による食品の給<br>与  | 避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者                                                                  | 市                                       |
| 飲料水の供給                   | 災害のために現に飲料水を得ることができない者                                                                                      | 市                                       |
| 被服、寝具その他生活必需品の<br>給与又は貸与 | 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者                     | 市                                       |
| 医療                       | 災害により医療の途を失った者                                                                                              | 救護班：道・日赤道<br>支部（但し、委任されたときは市）           |
| 助産                       | 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者                                                                 | 救護班：道・日赤道<br>支部（但し、委任されたときは市）           |
| 被災者の救出                   | 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者                                                          | 市                                       |
| 被災した住宅の<br>応急修理          | 災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など                                               | 市                                       |
| 学用品の給与                   | 災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外） | 市                                       |
| 埋葬                       | 災害の際死亡した者に、実際に埋葬を実施する者                                                                                      | 市                                       |
| 遺体の捜索                    | 災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定されるものを捜索する者                                                        | 市                                       |
| 遺体の処理                    | 災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）を                                                                                 | 市・日赤道支部                                 |

|        |                                                                           |   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|---|
|        | する者                                                                       |   |
| 障害物の除去 | 半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者 | 市 |

## 2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第 12 条による。

なお、災害救助法施行細則第 12 条により、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施し、同法第 5 条、第 6 条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

## 4 費用負担

(1) 上記救助費のほか、実費弁償、扶助金、損失補償、救助法第 34 条の補償、救助法第 35 条の求償に対する支払及び救助事務費の合計を「救助費総額」といい、国庫負担の対象となる。（100 万円未満の場合は対象外。）

(2) 救助費総額の負担割合は、次のとおり。

|                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 当該年度の普通税収入見込額の 2/100 の部分 | 国 5/10、都道府県 5/10 |
| // 2/100 を超え 4/100 の部分   | 国 8/10、都道府県 2/10 |
| // 4/100 を超える部分          | 国 9/10、都道府県 1/10 |

(3) 道は、これらの経費の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行っている。（救助法第 37 条）

(4) 救助の実施に要する経費は、市が一時繰替支弁し、上記 2 の負担区分により、道（国）から市に支弁する。（救助法第 44 条）（特別の事情がある場合には、概算交付をすることができる。）

## 第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。



# 第6章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

## 第1節 航空災害対策計画

### 第1 基本方針

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

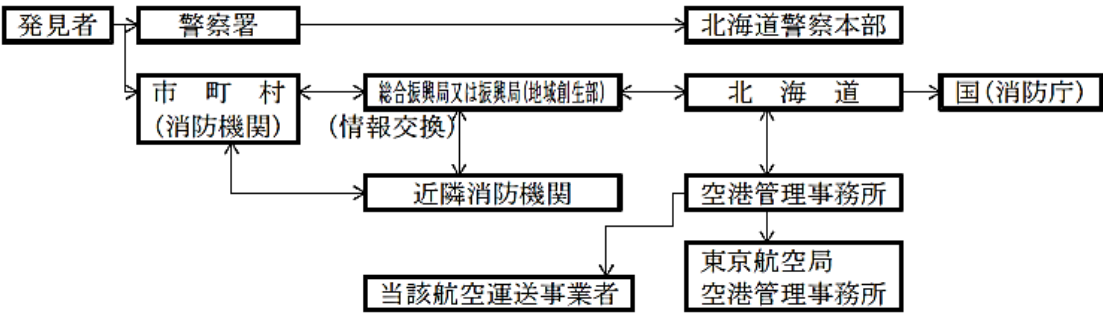
### 第2 災害応急対策

#### 1 情報通信

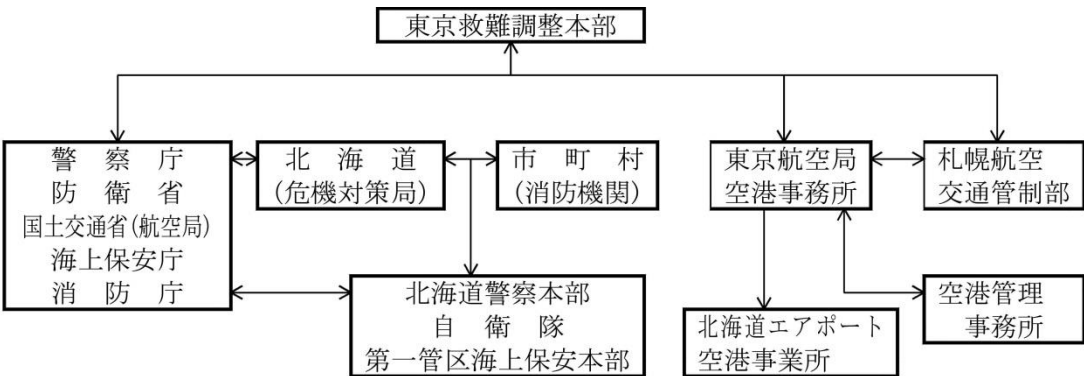
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

##### ア 発生地点が明確な場合



##### イ 発生地点が不明な場合(航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

## (2) 実施事項

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

### (1) 実施機関

市、東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、北海道、北海道警察、第1管区海上保安本部

### (2) 実施事項

#### ア 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

#### イ 旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車やホームページの利用等により次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 江別市

市長は、航空災害時、その状況に応じて急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとり

ながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

#### 4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

#### 5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めるところにより実施する。

#### 6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施する。

#### 7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 消防吏員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

#### 8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

#### 9 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を行う。

#### 10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

##### (1) 実施機関

市、北海道

##### (2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第11節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、「第5章 第30節 廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

#### 11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

#### 12 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第2節 鉄道災害対策計画

### 第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

#### 1 実施要項

##### (1) 北海道運輸局

- ア 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- イ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- ウ 踏切事故を防止するため、鉄軌道事業者等とともに広報活動に努める。

##### (2) 鉄軌道事業者

- ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

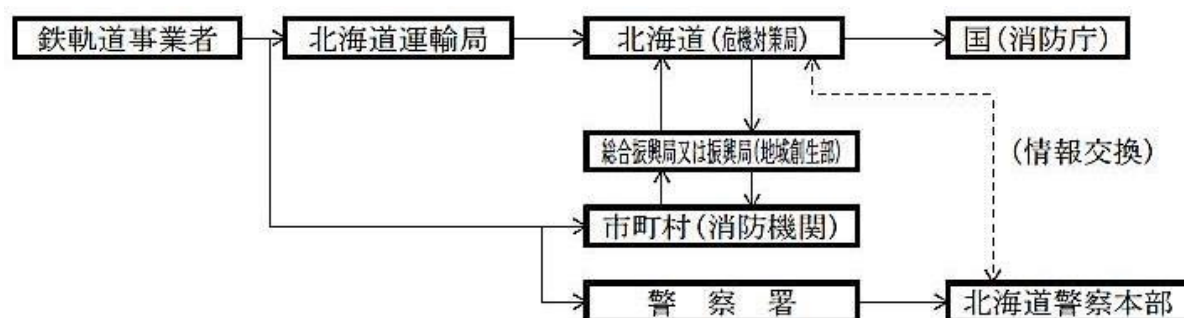
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。



## (2) 実施事項

- ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 実施機関

市、鉄軌道事業者、北海道、北海道警察

### (2) 実施事項

#### ア 被災者の家族への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

#### イ 旅客及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通し、又は広報車やホームページの利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 江別市

市長は、鉄道災害時、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

### 5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力する。

### 6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防吏員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

#### (2) 鉄軌道事業者

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努める。

### 7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

### 9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 10 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

### 11 広域応援

市、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できな

いは、第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 12 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努める。

# 第3節 道路災害対策計画

## 第1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第2 災害予防

市及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

### 1 実施事項

#### (1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

#### (2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場

及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

### 第3 災害応急対策

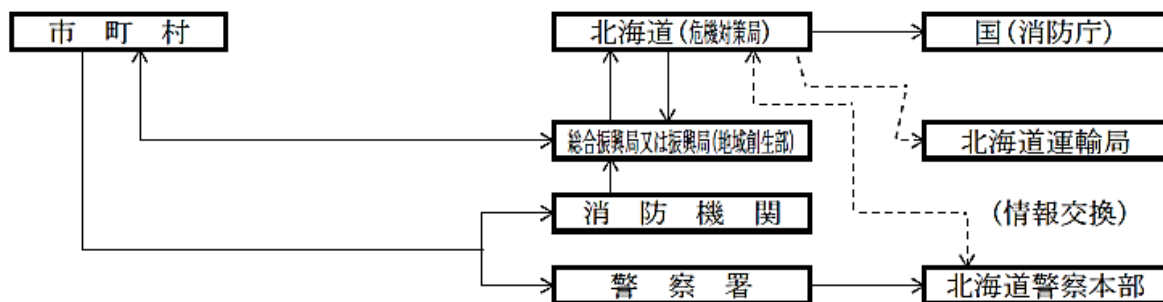
#### 1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

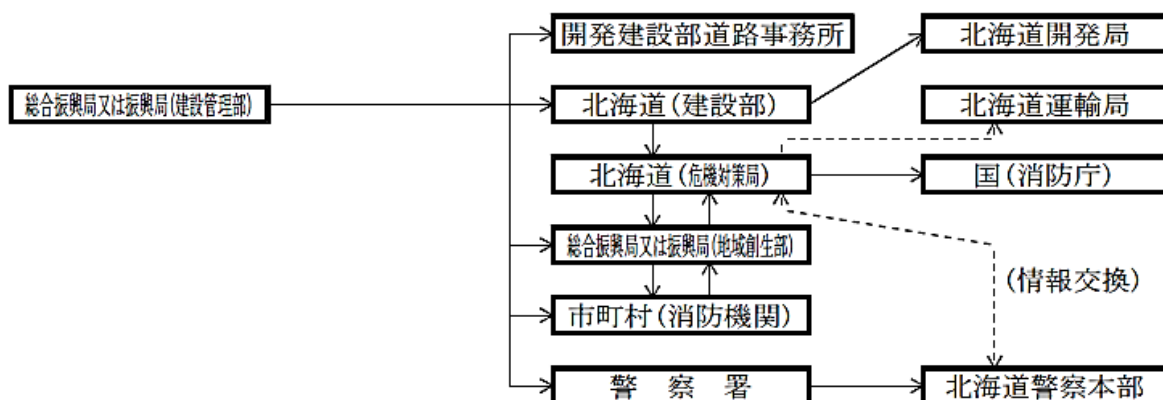
##### (1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。

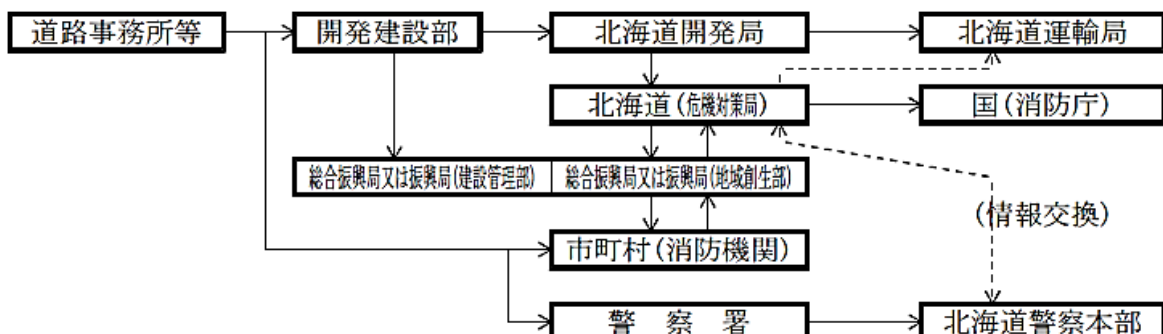
##### ア 市の管理する道路の場合



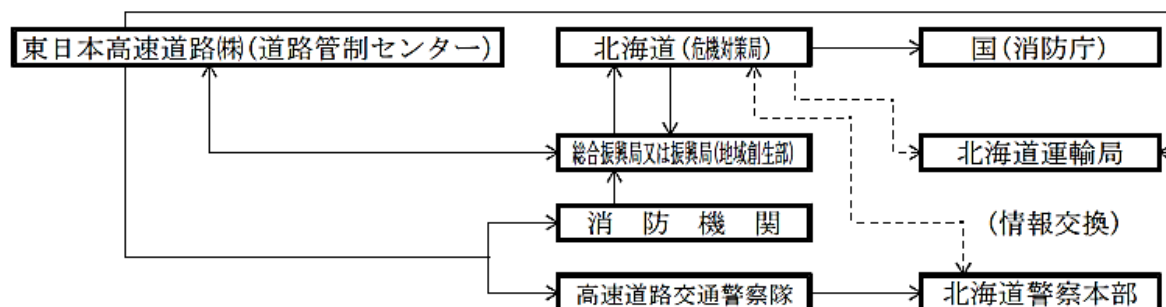
##### イ 北海道の管理する道路の場合



##### ウ 国の管理する道路の場合



## エ 高速自動車国道の場合



## (2) 実施事項

- ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

## (1) 実施機関

市、道路管理者、北海道、北海道警察

## (2) 実施事項

## ア 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

## イ 道路利用者及び地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車やホームページの利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 江別市

市長は、道路災害時、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章 第9節 救助救出計画」の定めにより実施する。

### 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

### 6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防吏員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

#### (2) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

### 7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

市及び各関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

### 9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合は、「本章 第4節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

### 10 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

### 11 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第

5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

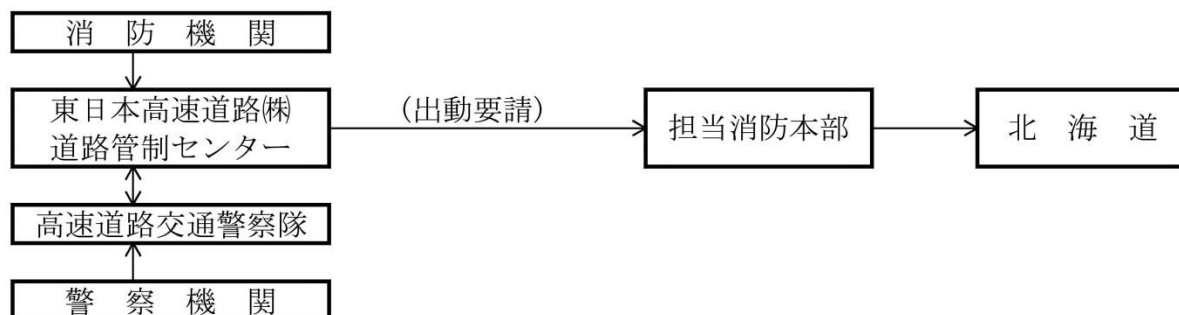
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

## 第4 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次により実施する。

### 1 事故発生通報

事故等の発生通報は、次の系統により速やかに行う。



(注) 1 東日本高速道路(株)から消防本部への通報(出動要請)は、原則上下線方式による。

2 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

### 2 事故等対策現地本部の設置等

#### (1) 事故等対策現地本部の設置

ア 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

イ 「事故等対策現地本部」の構成は、江別市消防本部、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路(株)の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができる。

#### (2) 事故等対策現地本部の業務

ア 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行うとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行う。

イ その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定する。

#### (3) 関係機関

陸上自衛隊第11旅団、北海道警察、北海道市長会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

### 3 事故等対策連絡本部の設置等

#### (1) 事故等対策連絡本部の設置

「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

#### (2) 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行う。

### 4 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行う。



## 第4節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市、事業者及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 危険物の定義

#### 1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

#### 2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### 4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

#### 5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害

の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

### 第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、市、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおり。

#### 1 危険物等災害予防

##### (1) 消防機関（市）、北海道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

##### (2) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

##### (3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

#### 2 火薬類災害予防

##### (1) 消防機関（市）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

##### (2) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに道に報告する。

##### (3) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類

製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について、監督、指導する。

(4) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

(5) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、運搬経路又は方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

### 3 高圧ガス災害予防

(1) 消防機関（市）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出る。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(4) 北海道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき又は届出を受理したときは、速やかに

道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

(5) 北海道警察

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報する。

#### 4 毒物・劇物災害予防

(1) 消防機関（市）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(3) 北海道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導する。

(4) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

#### 5 放射性物質災害予防

(1) 消防機関（市）

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(2) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防機関等関係機関へ通報する。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を

実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

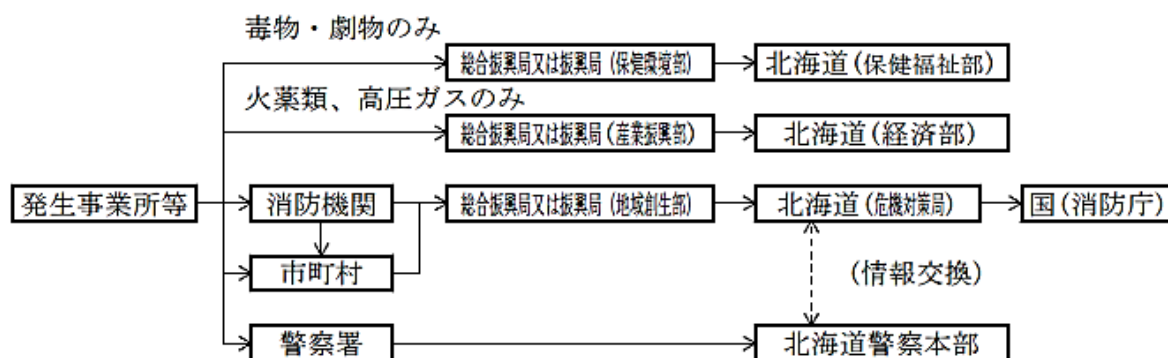
## 第4 災害応急対策

### 1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。



#### (2) 実施事項

- ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

#### (1) 実施機関

事業者並びに消防法、火薬取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法並びに放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

#### (2) 実施事項

##### ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報

- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

#### イ 地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車やホームページの利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

### 3 応急活動体制

#### (1) 江別市

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### 4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

#### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

#### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

### 5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

#### (1) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防吏員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(2) 事業者消防隊の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

## 6 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

## 7 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 8 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

## 9 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 10 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

---

# 第5節 大規模な火事災害対策計画

---

## 第1 基本方針

死傷者が多数発生する等の大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第2 災害予防

市及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

### 1 消防機関（市）

#### (1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### (3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、市民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

市長は、石狩振興局長から火災気象通報を受け、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令することができる。

## 2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、市、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

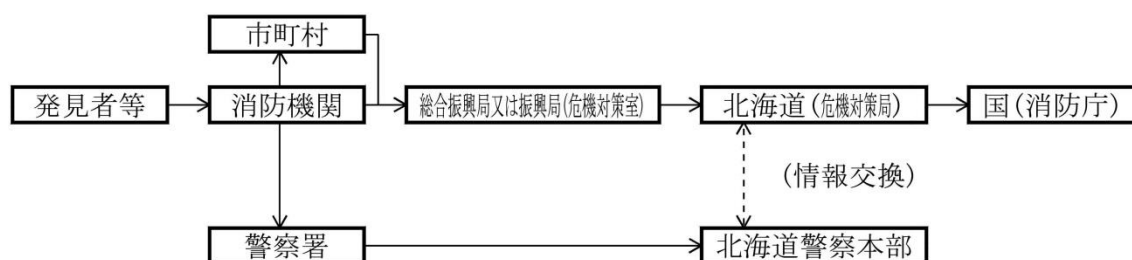
## 第3 災害応急対策

### 1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。



## (2) 実施事項

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車やホームページの利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 江別市

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

#### 4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

#### 5 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

#### 6 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、「第5章 第9節 救助救出計画」及び「第5章 第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、市及び関係機関は、「第5章 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

#### 7 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行う。

#### 8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

#### 9 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

### 第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第7章 第1節 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

---

## 第6節 林野火災対策計画

---

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関が実施する予防、

応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第2 予防対策

### 1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、市及び関係機関は次により対策を講ずる。

#### (1) 北海道森林管理局、北海道、江別市

北海道森林管理局、道及び市は、次の事項を実施する。

##### ア 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）及び江別市火入れに関する条例（昭和59年条例第31号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象条件急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

#### (2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

##### ア 入林者に対する防火啓発

##### イ 巡視

##### ウ 無断入林者に対する指導

##### エ 火入れに対する安全対策

#### (3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な

予防対策を講じる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火及びごみ焼箇所を設置並びに標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

#### (4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

#### (5) 北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者

北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送事業者は、車両運行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法を確立等し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

ア 路線の巡視

イ ポスター掲示等による広報活動

ウ 緊急時における専用電話の利用

## 2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

#### (1) 市協議会

市の予消防対策については、市内を管轄する関係機関により構成された江別市林野火災予消防対策協議会において推進する。なお、具体的な林野火災予消防対策については、別に定める「江別市火入れに関する条例」及び「江別市林野火災予消防対策実施要領」による。

また、北海道立野幌森林公園における林野火災予消防対策については、北海道博物館が定める「北海道野幌森林公園林野火災予消防対策実施要領」による。

#### (2) 全道協議会

全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。

#### (3) 地区協議会

総合振興局又は振興局区域毎の予消防対策については、地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

## 3 気象情報対策

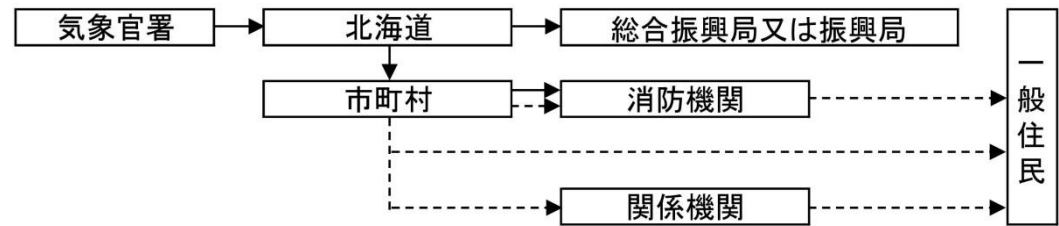
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により特別警報・警報・注意報及び情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

#### (1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行う。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおり。



----> は市町村長が火災に関する警報を発した場合

ア 北海道

通報を受けた道は、直ちにこれを市及び（総合）振興局へ通報する。

イ 江別市

通報を受けた市は、消防機関へ通報する。

また、市長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した市は、消防機関、関係機関、市民等へ周知を図る。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講ずる。

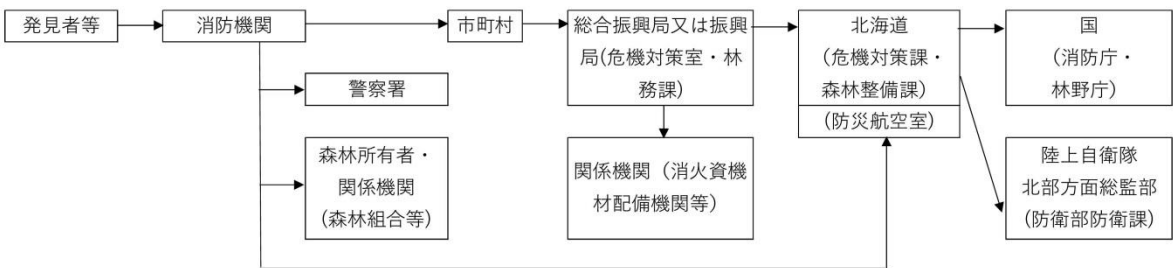
### 第3 応急対策

#### 1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。



(2) 実施事項

ア 市及び関係機関は、災害発生時、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 市及び（総合）振興局は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け

林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 被災者の家族等への広報

市及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

### (2) 地域住民等への広報

市及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車やホームページの利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 江別市

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて「第3章 第1節 組織計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

## 4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。なお、近隣住民等による初期消火活動の実施にあたっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

## 5 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところ

により、必要な避難措置を実施する。

## 6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

## 7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。

## 8 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

---

# 第7節 大規模停電対策計画

---

## 第1 基本方針

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

## 第2 災害予防

市及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

### 1 実施事項

#### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずる。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

#### (2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行う。

#### (3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行う。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行う。

#### (4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

#### (5) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

#### (6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

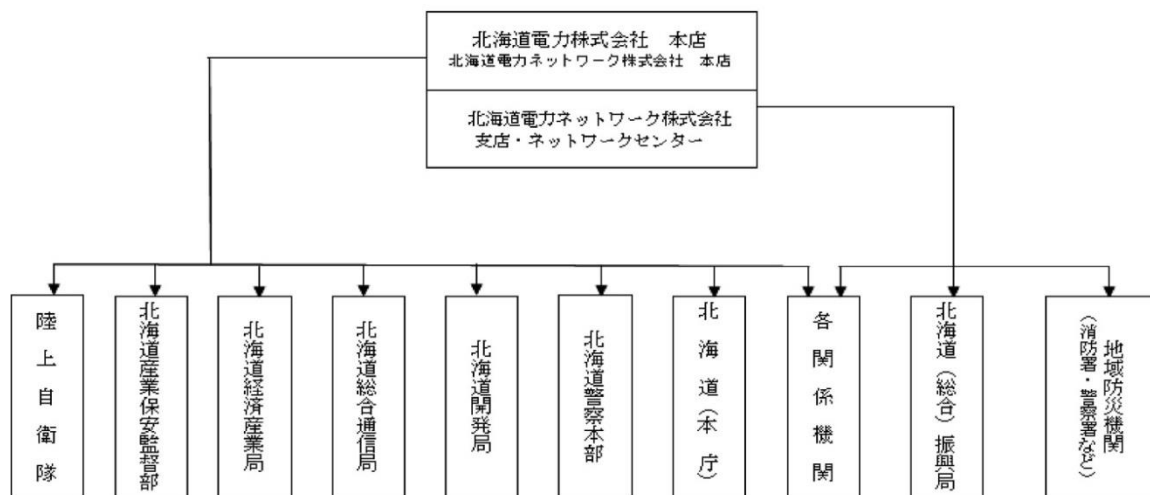
### 第3 災害応急対策

#### 1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおり。



##### (2) 実施事項

ア 市及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 市及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 市及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等

を行う。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

### (1) 実施機関

市、道、北海道警察、北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

### (2) 実施事項

市及び関係機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 江別市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずる。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

## 4 消防機関

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(2) 火災発生に対する迅速な消火活動

(3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

## 5 医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、「第5章 第10節 医療救護計画」

の定めるところにより実施する。

## 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第13節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。

### (1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置する。

### (2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

## 7 避難所対策

大規模停電災害により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施する。

## 8 応急電力対策

### (1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、北海道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努める。

### (2) 通信機器等の充電対策

市及び関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

## 9 給水対策

市は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

## 10 石油類燃料の供給対策

市及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章 第18節 石油類燃料供給計画」の定めるところによる。

## 11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

## 12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところに実施する。

### 13 広域応援

市及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

## 第7章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

### 第1節 災害復旧計画

#### 第1 実施責任者

市長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

#### 第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### 1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

##### 2 農林水産業施設災害復旧事業計画

##### 3 都市施設災害復旧事業計画

##### 4 上水道災害復旧事業計画

##### 5 住宅災害復旧事業計画

- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

※資料編「7 その他の資料 災害復旧に係る事業別国庫負担等一覧」参照

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、市及び道は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

---

## 第2節 被災者援護計画

---

### 第1 罹災証明書の交付

#### 1 江別市

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。
- (4) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (5) 市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

#### 2 消防機関

市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができる。

### 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### 1 被災者台帳の作成

- (1) 市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状

況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施の状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク 電話番号その他の連絡先
- ケ 世帯の構成
- コ 罹災証明書の交付の状況
- サ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- セ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

(1) 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

- (3) 市長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、本節第2の1(2)のスの個人番号を含めない。

### 第3 融資・貸付等による金融支援

災害は、各種の被害が広範囲にわたり発生し、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻になる場合もある。

このため、市及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

#### 1 実施計画

- (1) 一般住宅復興資金の確保

市は道に対し、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、市と道は協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

- (2) 市は道及び金融機関等と協議し、災害融資制度の活用等により中小企業者等の災害復興資金の確保に努める。

- (3) 農林水産業等金融対策

市は道に対し、天災資金の融資枠を確保するよう要請し、利子補給措置を講じるとともに、道と協議して、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠の確保に努める。

- (4) 福祉関係資金の貸付け等

市と道は緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

#### 2 財政対策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、市が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

- (2) 市及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

### 第3 災害義援金の募集及び配分

#### 1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

## 2 運営方法等

委員会の運営方法等は、「北海道災害義援金募集委員会会則」の定めるところによる。

